

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和6年6月7日（第2日目）

議 長（高橋拓生君）

ただいまから令和6年平泉町議会定例会6月会議2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程を進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程を進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（高橋拓生君）

日程第1、一般質問を行います。

昨日の一般質問に引き続き、通告順に発言を許します。

第1回目の答弁は、登壇の上、発言願います。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

通告5番、真竈光幸議員、登壇質問願います。

7番、真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

質問通告5番、真竈光幸でございます。令和6年度6月会議におきまして、一般質問をさせていただきますことに感謝を申し上げます。

過去の一般質問で何度も取り上げてまいりました人口減少にあえぐ地方の活性化の手段として、地方と都市の双方に生活拠点を持つ二地域居住を促進する初の法案、改正広域的地域活性化基盤整備法が今国会で成立いたしました。地域の商工業や農業の振興にとって、都市との人の流れ、物の流れを生むために双方を移動する高速道路の無料化や定額制、いわゆるサブスクが必要との提言も出されております。地方の活性化にとって大きな転機となるよう、この法案に期待するものであります。

さて、今回質問いたしますのは4件であります。1件目は、生ごみの減量化の取り組みについて、2項目伺います。

1つには、生ごみの減量化を図るため、水切りの徹底を住民に周知させることを本町として取

り組むことができないかを伺います。

2つ目には、分別に対する住民の意識の向上を図る取り組みができないか伺います。

2件目は、少子高齢化による農業従事者の先細り対策について、3項目伺います。

1つには、町内の販売農家戸数と基幹的農業従事者の5年ごとの変遷についての所見を伺います。

2つ目には、農用地を農業従事者ごとに定める「目標地図」の作成状況について伺います。

3つ目には、農福連携や農的関係人口づくりなど、新たな視点に立つ農業従事者確保の展望への所見を伺います。

3件目は、改正障害者差別解消法への対応について、3項目伺います。

1つには、町内公共施設のバリアフリーなどの対応状況と進捗について伺います。

2つには、庁舎内トイレのドアや温水洗浄式便器の設置など、車椅子使用者や高齢者が利用しやすい設備の更新計画の進捗について伺います。

3つには、対応マニュアルを作成する予定はあるのか伺います。

4件目は、学校のデジタル化について5項目伺います。

1つには、業務で使用しているファクスの利用を抑える取り組み状況について伺います。

2つ目には、押印の廃止によって業務に差し障ることがあるのかを伺います。

3つ目には、保護者への配布物をクラウドサービスで一斉配信する取り組みについて伺います。

4つ目には、小中学校のネット速度は十分なのか、タブレット教育に支障は出ていないか伺います。

5つ目に、デジタル化を進める上での最重要課題は何か、所見を伺います。

質問は以上であります。よろしく答弁をお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、真箒議員からのご質問にお答えをいたします。

生ごみの減量化の取り組みについてのご質問がありました。

初めに、生ごみの減量化を図るため、水切りの徹底を住民に周知させる取り組みについてであります。生ごみは、その重量の約80%が水分と推定され、生ごみ排出時に水分をよく切ることで減量効果が得られ、家庭から出るごみの総排出量の削減にもつながり、集積所の衛生管理や収集時における負担軽減といった生活環境にも効果があるものと認識しております。その具体的取り組みとしては、家庭において生ごみを排出する際に「水を絞る」「乾かす」といった工夫を実施すること、さらには生ごみの大半を占める食品のロスをなくしていくことが重要なポイントであり、余計な食材を買い込まず、必要量を購入することや、料理後の余った食材等は再利用や保存を徹底するといった意識啓発活動が必要となります。このことから、町民がすぐに実施できる取り組みとして、広報等を通じて周知し、生ごみの減量、ひいては家庭ごみの減量に努めてまいります。

次に、分別に対する住民の意識の向上を図る取り組みについてですが、ごみの分別につきましては、一関地区広域行政組合と協力しながら紙媒体で「ごみの分け方・出し方テキスト」や広報誌「くらしの情報」、電子媒体で「ごみ分別アプリ」等でのごみの分別の周知や小型家電ボックスの設置による資源リサイクルの推進を図っているところであります。町といたしましても、一斉清掃時における「ごみの分別講習会」を実施し、ごみ処理時の分別における現状や、自分に何ができるかなどの理解を深めていただくことを目的に、一関清掃センターの施設見学会や環境に関する情報の提供等の啓発活動の取り組みをさらに進めてまいります。

続いて、少子高齢化による農業従事者の先細り対策についてのご質問がありました。

初めに、町内の販売農家戸数と基幹的農業従事者数の5年ごとの変遷についての所見であります。2020年の農林業センサスによりますと、当町の販売農家戸数は前回センサスから18.7%減少の564戸、農業を主として従事する基幹的農業従事者数は18.5%減少の66戸であり、販売農家戸数、基幹的農業従事者数ともに減少しており、当町の人口減少と連動した結果でもあり、国の農業政策が少なからず影響していると捉えております。

次に、農用地を農業従事者ごとに定める「目標地図」の作成状況についてですが、ご存じのとおり、令和5年4月に農業経営基盤強化促進法が改正され、令和6年度末までに市町村の「地域計画」の作成が義務づけられております。町では、昨年12月に町内農業者に意向調査を行い、その結果を踏まえた現況地図を基に、本年2月に町内10会場において座談会を開催し、5月には地域計画における担い手候補者の方々と意見交換を行ったところであります。現在は、目標地図の素案を作成中であり、年内に再度説明会を開催し、年度末の地域計画策定に向け取り組んでまいります。

次に、農福連携や農的関係人口づくり等、新たな視点に立つ農業従事者確保の展望への所見であります。農福連携につきましては、農業分野と福祉分野が一体となって取り組むことで、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を創出するだけでなく、農業就労人口の減少や高齢化が進む農業分野において新たな働き手の確保につながることを期待できるとして、国を挙げて取り組んできたところであります。当町においては、現在2つの障がい者就労施設があり、その1つで農福連携が行われておりますので、もう一つの施設への働きかけを含め、農業者とのマッチングや取り組み内容等も検討しながら、農業従事者確保対策を講じてまいりたいと考えております。

また、令和4年度、5年度には、プログラミング教室の参加者による地域の人、町内の仕事交流ツアーを開催し、その一環として農業体験も実施しております。全国から様々なキャリアを持つ幅広い世代の方々が参加し、農業の課題等に対応するアプリの開発を検討したとお聞きしております。このほか、地域おこし協力隊の方々による農業支援等を含め、新たな視点での農的関係人口創出は、将来的な農業従事者確保対策の鍵を握るものと捉えております。

続いて、改正障害者差別解消法への対応についてのご質問がありました。

初めに、町内公共施設のバリアフリーなどの対応状況と進捗に関するご質問についてであります。主要な町内公共施設のバリアフリーの対応状況については、小中学校3校共通でスロープによる段差解消や手すりを設けているほか、平泉小・中学校には、自動ドア、エレベーター及び

バリアフリートイレが設置されています。また、公衆トイレにつきましても、スロープや手すりのほか、全てバリアフリートイレを設置し、高齢者や障害者の方にも利用しやすい施設となっております。

このほか、道の駅、健康福祉交流館及び学習交流施設エピカについては、スロープやバリアフリートイレ設置に加え、障害者用駐車スペースを設け、車椅子の貸出しも行っております。当面、バリアフリー化の改修を予定している公共施設はありませんが、施設内の音声案内システムや点字ブロックの設置など、今後改修を行う際に、利用者の要望を踏まえた整備を検討してまいります。

次に、庁舎内トイレのドアや温水洗浄式便器設置など、車椅子使用者や高齢者が利用しやすい設備の更新計画の進捗に関するご質問についてであります。令和5年度末現在、役場庁舎には折れ戸式ドア、温水洗浄便座、オストメイトなどを、保健センターには自動ドアと温水洗浄式便器などを備えたバリアフリートイレを設置し、車椅子利用者や高齢者などに配慮しております。利用者数が多い町民福祉課、税務課、保健センターの窓口はローカウンターに改修しているほか、令和6年4月のこども家庭センター開設に伴う整備に併せて、役場庁舎及び保健センターの駐車場に「おもいやり駐車場」、「車椅子利用者用駐車場」を指定し、施設更新に取り組んでいるところであります。

今後、車椅子利用者や高齢者など施設利用者の意見を取り入れ、他自治体の取り組み事例も参考としながら、必要な整備を計画的に行い、多様性社会に対応した安全で全ての人に優しい施設の管理運営を目指してまいります。

次に、対応マニュアルの作成に関する質問についてであります。令和6年4月1日に改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者に対し合理的配慮の提供が義務化されておりますが、行政機関においては、平成28年4月1日施行の障害者差別解消法において既に合理的配慮の提供が義務化されており、当町では、同日付で「平泉町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を策定し、これに沿った対応を行っているところであります。

今後も、合理的配慮の提供について、職員の制度理解と実践のために必要な研修を定期的に行うなど、共生社会の実現に向けて継続的に取り組んでまいります。

私からは以上です。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

真篋光幸議員からのご質問にお答えします。

学校のデジタル化についてのご質問がありました。

初めに、業務で使用しているファクスの利用を抑える取り組み状況に関するご質問についてですが、学校現場におけるファクスの利用につきましては、電子メールの普及により利用抑制に向けた具体的な取り組みを行うことなく利用頻度が減少しております。しかしながら、教材や事務用品、給食材料など一部民間業者とのやり取りにつきましては、発注様式の仕様等によりファク

スを利用せざるを得ない状況にあります。令和5年12月のデジタル行財政改革会議において、教育分野のデジタル化に向け、令和7年度中にファクスの使用を原則廃止する方針を掲げていることから、当町といたしましても、今後は民間業者等の相手方に電子メールでのやり取りに切り替えてもらえるよう働きかけてまいりたいと考えております。

次に、押印の廃止によって業務に差し障ることはあるのか、に関するご質問についてですが、学校現場における保護者等に求める運営につきましては、令和2年度に国から見直しを求める通知があったところであり、平泉中学校においては、進路確約書等進路に関わる書類を除き、各校ともほとんどを省略しております。なお、官公署や外部団体などへの報告や申請等で押印が求められる場合は、必要に応じて押印しております。押印の廃止による業務への支障につきましては、これらの現状を鑑みると特にないものと考えられます。

ファクス使用の原則廃止と同様に、国では、デジタル化に向け、令和7年度中に押印を原則廃止する方針を掲げていることから、当町といたしましても、押印が必要な業務の見直しについて、今後とも学校に働きかけてまいります。

次に、保護者への配布物をクラウドサービスで一斉配信する取り組みに関するご質問についてですが、保護者への配布物の廃止につきましては、現在、各学校で導入している学校メール連絡システム、「安心でんしょぼと」に備わる機能を使って行うことができるものと認識しております。例えば、学校では、校長名で発出する文書のほか、毎月の予定表や体育大会の結果、緊急連絡などをメール本文またはPDF等の添付データにより一斉配信しております。一方で、行事予定等、家庭内で共有されることが効果的であると判断されるものにつきましては、必要に応じて紙で配布しております。今後も、デジタル配信可能な配布物の一層の精査を学校に働きかけるとともに、保護者がより便利に情報を得られるような取り組みについて検討してまいります。

次に、中学校のネット速度は十分か、タブレット教育に支障は出ていないかに関するご質問についてですが、当町では、GIGAスクール構想に基づき、令和4年度に全ての小中学校に高速大容量通信ネットワーク環境を整備しました。現時点において、学校におけるインターネットの利用状況に大きな問題はなく、タブレット端末を用いた授業を円滑に進められております。

一方で、平泉中学校において、生徒総会等で体育館に全校生徒が集まり、一斉にデータをダウンロードした際に速度が急激に落ちたといった事例の報告がありました。そのため、当町といたしましても、今後は同校体育館における速度減衰の原因特定と課題解決に向けたネットワーク環境の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、デジタル化を進める上での最重要課題に関するご質問についてですが、学校のデジタル化に当たっては、解決していかなければならない課題や問題点が様々存在しています。当町として最重要課題と捉えているのは、教職員による情報セキュリティー対策と児童生徒への情報モラル教育の推進であると認識しております。教職員の情報セキュリティー対策につきましては、フィッシングによる情報漏えいやウイルス感染による不正アクセス、個人情報の流出等、情報セキュリティーインシデントの発生が社会問題化していることから、これを未然に防止する必要があります。また、児童生徒の情報モラル教育の推進につきましては、炎上事件や誹謗中傷、詐欺な

どインターネット上のトラブルが深刻な問題になっていることから、未然防止に向けた啓発が不可欠です。当町といたしましては、教職員を対象とした定期的な教育情報セキュリティー研修の実施などの対策に引き続き取り組むとともに、児童生徒を対象としたネットワーク上のルールやマナーを守ることの意義について考えさせる学習活動等の強化を学校と連携し、保護者の理解、協力を得ながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

大変丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございます。それだけで十分なのではございますが、何点かだけお尋ねをしていきたいと思っております。

生ごみの減量化について伺いますが、ごみ処理の課題であります「つくる」「増やす」「捨てる」という、高度成長時の習慣によって膨大なごみが排出されております。処理までのフローを見れば、「生活ごみ」「分別処理」「最終処分」「埋立て」ということになります。我が国の最終処分場の残余年数は21.4年とされております。同年に環境省が発表いたしましたデータでは、日本ではごみの処理方法の79.4%が焼却処分され、19.6%がリサイクル、残りの1%が直接埋め立てられております。

焼却率が高い理由は、生ごみの問題であります。資源化されることがないため、焼却されるからであります。かつては、コンポストによって肥料化し、土に返る取り組みがされておりましたが、なかなか定着していないのが現状であります。そこで伺ってまいりますが、燃えるごみのうち、生ごみの占める割合はおおよそ30%であります。そして、その約80%が水分であります。平泉町の燃えるごみの1か月当たりの収集量は平均140トン、年間で1,680トンであります。そのうちの生ごみの量の割合が3割でありますから、504トン、うち水分が403トンあります。生ごみの水切りをして水分を60%程度まで減らせれば、302トンとなり、重量で202トンの減となります。割合で年間12%のごみ焼却量の減少ができます。住民に対して水切りをした場合の効果を具体的にこのような数字で示して告知し、協力を促す取り組みをすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

生ごみの減量化につきましてでございますが、先ほど町長答弁にございましたが、生ごみにつきましては、重量の約80%が占められるというところでございまして、水切りという効果につきましては、かなりの部分が効率的にこういったところを取り組みましたところでごみの処理ができるというふうに理解してございます。

生ごみの水切りに関しましては、引き続き広報等周知を図りながら、ごみの減量、ごみ処理費用の軽減、処理施設の負担軽減、そういったところの観点も踏まえながら、周知を図って減量化

を進めてまいりたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

周知の仕方が大事だということを申し上げておるわけであります。生ごみの減量化と資源化を図るため、一関市及び平泉町では生ごみ処理機購入に係る補助制度を推進してきたわけですが、本町においては、平成27年度で補助事業を終了しております。現在、その補助制度を継続している一関市では、生ごみ処理機購入の2分の1を補助しております。この課題となっている処理のため、再度本町で補助制度を復活する考えはないでしょうか。伺います。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

補助制度に関しましては、平成27年度に廃止したというような経過がございましたので、そのあたりのところの分析を踏まえながら、また、現状のところ、そういった要望等あれば、把握をしながら、そういったところ、検討を加えたいと思いますし、さらには、生ごみの処理、そのあたりの周知の仕方の部分に関しましては、再度確認をして徹底を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

ぜひ、そのような検討を進めていただきたいと思います。

分別についても、若干伺います。

循環型社会の形成に関する政策の課題として、廃棄物の減量化に重きを置き、リサイクルを推進していきます。環境保全と安全・安心を確保した上で廃棄物等貴重な資源やエネルギー源として有効活用し、天然資源の消費を抑制することが求められております。

家庭ごみの約6割、重量で約3割と大きな割合を占めるのが容器包装廃棄物であります。容器包装リサイクル法では、消費者、市町村、製造事業者の三者の役割を定めております。消費者の役割は、分別、排出であります。また、市町村の役割は分別、収集であります。製造事業者の役割は、リサイクルであります。消費者である住民は、市町村が定める分別収集基準に従い、徹底した分別排出に努めるとされておるのであります。また、市町村は、地域における容器包装廃棄物の発生抑制の促進をする役割を担うと定められているものであります。

そこで伺いますが、この循環型社会を構築していく上で必要不可欠な役割として、適正な分別を行う義務があるのだということを、住民周知を徹底して行うべきであります。書面での個別通知とともに、役場、町民ホールでの分別の仕方の現物サンプル掲示や収集所へのイラストによる分別の仕方の貼り出しなどの具体的な取り組みを求めますが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

分別に対する住民意識の向上の取り組みというところで、周知の方法につきましてでございますけれども、従来行っておりましたテキスト、それからアプリ等行っておりますが、いずれ具体的なところでの分別の仕方の周知というようなところも検討しながら進めてまいりたいと思っておりますし、減量化にさらに進めてまいりたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

問題は、やっぱり見せ方なのだと思います。平泉町環境基本計画、資源化の推進という項目がありますが、一般廃棄物リサイクル率の令和7年目標が25%であります。具体的な指針として、資源ごみ分別の啓発強化と打ち出しております。達成のための具体策として、住民が見て分かる通知の仕方の工夫がやはり必要だと思います。現行の仕分の、くらしの情報を見ている方はいるのでしょうけれども、小さくて見づらい。それから、アプリも文字が小さくてなかなか見づらいというのがあります。ここは、やはり通知の仕方に工夫が必要だと思われませんが、再度伺います。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

周知方法につきましては、再度確認を行った上で、減量、リサイクルに結びつくような周知方法を検討しながら進めてまいりたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

よろしく申し上げます。

生ごみの水切りと適正な分別をすることによって、燃焼効率を高め、燃料費と管理コストを抑える、混ぜればごみ、分ければ資源を実践することで、最終処分される灰や残渣を減らしていく。一人でできることと地域でできることの啓発をぜひされることを望むものであります。

農業従事者の先細りについて伺います。

農業をめぐっては、簡単に解決できない大きな弱点があります。それは、やはり少子高齢化であります。農林水産省によれば、2000年に240万人だった基幹的農業従事者は、2022年には123万人とほぼ半減しております。2021年の平均年齢は67.9歳、2020年は60代が27万9,000人、全体の22.7%、70代以上が69万5,000人で、全体の56.7%を占め、今後20年で引退するとなれば、8割が減っていくという大変なことであります。農林業センサスから見た平泉では、2010年に販売農家数は775戸、その耕地面積、特に水田であります。1,061.25ヘクタール、農家人数が3,342人でありました。答弁にありましたように、2020年の農業センサスでは、販売農家数が564戸、耕

作面積は880.75ヘクタールであります。販売農家数で213戸、耕作面積で181ヘクタールと、10年間で大幅に減少しております。今後、10年すれば、大変な状況が見えてくるのは間違いないことでもあります。

基幹的農業従事者が激減すれば、農地面積の減少に直結、対応策としては、農地の集積と大規模化を図る施策を取るわけではありますが、受け手となる担い手が引き受けられる農地面積にも限界があります。中山間地の農地集積の難しい課題も含め、地域だけでは解決できないものであると思われまます。担い手は、60代や、現在70代でありますから、20年すれば引退します。その後の町の考える施策についての所見を伺っていきます。

議長（高橋拓生君）

菅原副町長。

副町長（菅原幹成君）

農業が置かれている今のこの厳しい状況、これが今、議員おっしゃいましたけれども、農林業センサスのこの動向を見れば一目瞭然というふうな状況であります。今、20年後を見据えた農業というふうなお話がありましたけれども、20年後というところまではいっておりませんが、今、地域計画の中では、10年後を見越した将来の自分たちのこの地域をどのようにしていくかというふうなことで話し合いが行われております。話し合いの中では、20年、10年はもとより、やはり5年後をどうするかというところでまずは話をしていこうということで、現実的に10年後もなかなか見えてきていないということで、まずは5年後というふうなところに焦点を絞っているわけでもあります。

したがって、20年後については、このままいけばかなり厳しい状況になるのは目に見えているわけです。先ほどの小笠原議員のご質問にも答えておりますけれども、新規就農者がこの5年の間に6人ほど育ってきておりまして、やはりこの新しい、若い方々が少しずつ芽生えていることも事実であります。そうした取り組みの中でこういった政策、町では今、機械の支援や新規就農者に対する支援といったものを行っておりますけれども、そういったものを行いつつどのようにしていくか。国でも、みどりネットワークシステムですか、そういったふうな構想等が3年前から出てきておりまして、こういった世界情勢を鑑みれば、これまでの効率的な農業だけではなくて、地域に根差した、小さい農家も取り込んでいけるような方向にこれをシフトしていかなければならないというふうな認識に変えつつある動きが出てきております。有機農業の推進もそのとおりでありますけれども、いずれ、そうした中で、今までの大規模な集積だけではないような取り組みがこれから図られていくのではないかと考えております。そうした流れの中で、当町の農業についてもそういった新たな視点を持ちながら、本当に農家みんなで考えていくような方向に持っていければというふうな考えてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

目標地図であります、地域農業経営基盤強化促進計画に基づいた地図を作成していくわけですが、いずれ、繰り返しになりますが、8割が60代以上であって、10年後も農業に携わっているかどうかは分からない。

さきに、人・農地プランで立てた計画に基づいて、そういったものを盛り込んで作成していく。今、副町長が答弁されたように、大規模化だけではない農業の在り方、支援の在り方については、冒頭に申し上げましたように、改正広域的地域活性化基盤整備法、いわゆる都市から農的な従事者を呼ぶという考えに基づいた二地域居住制度を推進していくというふうに国がうたっているわけです。そうした意味から言って、この食料・農業・農村基本法の改正で、農村政策の見直しとして多様な担い手の確保という農的關係人口という概念を打ち出しております。

現行の基本法36条では、都市と農村の交流の促進を規定し、グリーンツーリズムでの体験民宿や農業体験などを想定してきたわけであり、今回改正されるのは、その交流を一步進めて、農産物、食品の消費拡大や地域の祭りや草刈りなどの協働活動への参加を通じた集落機能の補完を進めるとしております。今後は、こうした取り組みへの国庫支出による助成がされていくことになると思っております。二地域居住推進とともに、多様な農業の担い手としての農的關係人口創出は、町長答弁にありましたように、農業従事者確保対策の鍵を握るものだと考えます。ぜひとも、この新たな改正広域的地域活性化基盤整備法に基づいて、農的關係人口創出のための各課連携でのプロジェクトチームを立ち上げるべきだと思いますが、見解をお聞きします。

議長（高橋拓生君）

菅原副町長。

副町長（菅原幹成君）

このたび25年ぶりに改正された食料・農業・農村基本法ですけれども、議員の指摘のとおり、その中に多様な人材の登用というか、農業者にそういった人材も加えて、というふうなことも盛り込んでおります。そうした中で、今、もう一つ、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律も制定されたというふうなことで、これから国も農村と都市、地域の交流を通じた中での農業振興の在り方を明確に定めてきております。町としては、そういった国の動向を、まだ詳細は明らかにはなっていないわけですが、今、地域おこし協力隊も今年6名に増えておりまして、様々な活動を展開していただいております。農業に特化した活動というところまでは至っておりませんが、今後増えていく中で、平泉以外の方に来ていただいて農業の支援等を行っていただくことは大きな力になりますので、そういった視点から、この農業についても、やはり人口減の限られた人数の中では難しい面もありますので、そういった外からの力も得ながら取り組んでいく必要があると思っております。

庁舎内にそういったプロジェクトというふうなお話もありましたけれども、今、そのような課題に対して横断的に関係課で進めて取り組むということは日常的にいろいろなことでやっておりますけれども、今回のこの農業問題については、農業というものの自体が本当は国の柱になるべきものですけれども、それを町単体でどういうふうにするかというふうなこともありますけれども、全体的な国の動向の流れの中で町としても考えていくということで、即プロジェクトをつくると

いうところまではなかなかいかないかと思います。内容等を十分検討しながら、こういった取り組みを今後していった農業の厳しい状況を打開していくのかというふうなところも踏まえながら検討させてもらえればというふうに思っております。

いずれ、来年3月、今年度末の地域計画は策定しなければなりませんので、その中で、今日いただいたご意見等も踏まえながら、将来の当町の農業をどのように持っていくのかというところを地域計画の中に反映させるような形で策定できればというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

ぜひ、検討いただきたいと思います。様々な特例措置が得られるというふうには、その法案を読み込みますと、二地域居住のための空き家改修の費用についても助成をするというふうなうたっておりますので、ぜひ使わない手はないものであります。これは、平泉だけのことではなく、全国どこでもこういった問題に直面しているわけでありまして、ぜひ、今回、国が本腰を入れて都市と農村を交流させて活性化を図るのだというふうな方向を向けておりますので、ぜひ活用いただくように検討をお願いしたいというふうに思います。

改正障害者差別解消法について伺いますが、平成28年から既に義務化されておるところであります。合理的配慮をするということで、例として、1つ目には、体の不自由な方、車椅子の移動をサポートする。2つ目に視覚障害、資料の点字を作成する、読み上げて伝える。3つ目に聴覚障害、筆談、手話、イラスト、写真で意思疎通を図る。4番目が知的障害、ゆっくり、はっきりと話す。5つ目に精神障害、落ち着きがない場合は別室で休めるように配慮する。となっております。この合理的配慮の対応の現況をお聞かせください。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

既に対応マニュアルということで、平泉町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領というものを作成した中で、そういう合理的配慮の具体例を示して、それを各所属長が職場に浸透するような形で、なおかつ研修等を行いながら周知徹底を図り取り組みを進めている中で、今おっしゃられたような具体的なそれぞれの障害の特性についても職員が理解し、それに対応していくということでございます。中には、例えば、手話というようなことであれば、手話が職員が全てできるわけではありませんから、筆談であるとか、そういう代わりの方法によってしっかりと本人のご意向が何かということを伺って対応していているというようなところなんです。具体的に、例えばホームページ等もこれから更新される中で、読み上げができるといったようなことも機能として加える等、さらにバージョンアップする必要がございますので、そういった職員に対する情報提供といいますか、意識改革についても、社会の変革に併せて、今はLGBTQとか、それから外国人への対応といったことも併せて、今のようご指摘の内容について

はバージョンアップして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

その対応マニュアルについて伺いますけれども、例えば、クレームではないですけれども、カスハラと言われるようなことが、事例があったのかどうか、それから、職員の負担になるようなケースはあったのかどうかをお伺いします。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

まず1つは、カスハラといいますと、職員が無理難題をとといいますか、先ほど、ご本人のご意向が何かをしっかりと伺って、できるだけそれに寄り添って対応していくことをまず第一とするのですけれども、それが難しい場合については、代理の方法があればそういう対応をいたしますし、難しいような場合、例えば、その場の対応だけではなくて、いろんな、期間がかかるような場合は時間がかかるとか、経費がかかるとか、人手がその場になくて対応が難しいといったことをしっかりと本人にお伝えして、申し出に対してできない場合もあるということもございます。そして、なおかつ、差別的扱いを受けたという逆の、来られた方が何かそういう不当な差別を受けたかどうかの確認ということに関しましては、保健センターが窓口となって、そういう相談体制を取っております。その中でこの法が施行されて以来、職員からそういう差別的な扱いを受けたといったような相談については、実績としてはございませんが、いろんなそういう他の事例等をよく調べながら、先ほど申し上げたとおり、どんどん改善すべきところは対応マニュアルについても改善してまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

例えば、庁舎内トイレの1階フロア、それから2階会議室を車椅子で利用する住民の方々、これ、トイレは使えないですよ。入り口がまず狭いということと、間口の拡張をしなければいけない。それから、ノブ式のドアは改良しなければいけないのではないかと。そして、床の段差がある。このあたり、配慮すべき課題がまだ十分に解決されているとは言えないのではないのでしょうか。このあたりの解消策について伺います。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

現時点で、車椅子利用の方もトイレは利用できることにはなっておりますけれども、ただ、それが円滑にできているかというようなことは、実際、利用者の方にもいろいろ伺いながら、すぐ改善できるものはすぐ改善していくというような方向でございます。

令和5年度、昨年度に公共施設等総合管理計画を策定する中で、ユニバーサルデザイン「ひとにやさしいまちづくり推進指針」というのが岩手県で策定されておりまして、この対応については、県、市町村挙げて協働しながら、あるいは関係機関を挙げながら対応していくことが必要です。そういう社会を目指すということですから、その中で、改修については、そのタイミング、大規模なものについてはそういう改修のタイミングで行いますけれども、今、お話のありましたものの中で、追加で対応できるものについては、よく精査しながら対応してまいりたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

ぜひ、トイレのノブ式のドアは改良していかなければいけないのではないかと、無理やり入っても、今度は中から出られないというものになりますので、ぜひ解消に努めていただきたいと思えます。どういう場面で困るのかについても、当事者の意見を伺って基準の策定をする必要があることを指摘しておきます。

学校のデジタル化について伺います。

政府が、教員の業務負担軽減のため、令和7年度中にファクスや印鑑の使用を原則廃止する方針を掲げておりまして、学校側に業務の見直しを求めるとしておりますが、これ、達成の見込みというのはどんな感じになっておりますか。伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

ファクス利用、押印廃止の達成の見込みでございますが、まず、ファクスにつきましては、先ほどの教育長の答弁の中にもありましたが、一部教材や事務用品、食材の発注で、業者によってはファクスでのやり取りというようなところもございます。令和7年度中までに全ての業者と全てファクス廃止というようなところで、業者で切り替えていただけるのかというようなところがございますが、令和7年度中にできる限り廃止できるよう、学校を通じながら、教育委員会としても廃止に向けた取り組みは必要ではないかというようなところでございます。

また、押印につきましても、令和2年度の文科省からの通知によりまして、押印の廃止といったようなところで学校のほうでも取り組んできたところでございますが、こちらも、特に中学校では進路等に係る確約書等につきまして、まだ押印のところがあるということです。そのほかにもいろいろまだ押印しているというような状況もございますので、そちらにつきましても見直しを図りながら、今後取り組んでいかなければならないのかなとは思ってございます。全て令和7年度中というようなところでは当町といたしましてもなかなか難しいところでもあるのかなとは認識してございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

平中の体育館で一斉通信した際に落ちたという答弁をいただきましたが、平中の通信速度について教えていただけますか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

先日ですけれども、体育館に限り、通信速度を町独自で測定してみたところですが、下りで369Mbpsという速度は出てございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

ちなみに、今の生徒数、全員、何人でしたか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

平泉中学校におきましては、令和6年度5月1日現在ということで、通常学級で155名、特別支援学級で7名ということで、全体では162名というようになってございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

終わりにしたいと思いますが、その規模ですと、270から323Mbpsというのが通信速度の標準として整備をしなければいけないというふうにされておるところを指摘しておきます。

今後、デジタル教科書の活用や全国学力テストのオンライン化といった情報化がさらに加速する見通しであり、安定的な通信環境の整備は喫緊の課題であるとともに、一方で、デジタル偏重の危険性についても注意が必要と考えております。便利さを追求し、少ない労苦と時間で多くの果実を得ようとする、単調な反復作業であれば、機械に任せ、それで得た時間を別のやりがいのある活動に振り向けようとするのであれば大変有効なものであると思いますが、便利さを求めることには常に落とし穴もあることを忘れてはならないと思います。

答弁の中で、ネットワーク上のルールやマナーを守る情報モラル教育を推進するということはもちろん大事なことでありますが、デジタル機器の使用が子供たちのメンタルヘルスにどう影響するののかも見守らなければならない重要な課題であります。新しい産業策では、今後ますますデジタル技術にたけた人材を必要としておりますが、しかし、子供たち全員がデジタル人材となる必要などないということも認識しておく必要があると思います。子供たちのメンタルや健康面

への十分な配慮を望みまして、私の一般質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで、真竈光幸議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午前 11 時 01 分

再開 午前 11 時 09 分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

通告 6 番、升沢博子議員、登壇質問願います。

11 番、升沢博子議員。

11 番（升沢博子君）

通告 6 番、升沢博子でございます。

それでは、さきに通告しておりました 2 点について質問をいたします。

1 点目でございます。こども家庭センター設置に伴う子育て支援体制について伺います。

2 点目、幼稚園、保育所のこども園移行について。

まず、1 番目でございますが、母子保健、児童福祉機能の両機能を併せ持つこども家庭センターが設置されました。1 つ目は、母子保健と児童福祉の両機能を併せるメリットはどうでしょうか。

それから、2 番目ですが、当町において児童虐待など困難を抱える状況の家庭は増えているかどうか伺います。

3 点目でございます。児童生徒の不登校などに対する相談、支援も可能でしょうか。その場合の教育委員会との連携について伺います。

4 つ目、乳幼児健診について、5 歳児健診の必要性について伺います。

5 つ目でございます。発達支援事業の充実について、健診や保育現場での早い段階での気づきで適切な支援につながる可能性はないでしょうか。

6 番目、困難を抱える世帯への「子育て世帯訪問支援事業」について、現状は必要としている世帯はあるかについて伺います。

7 点目、令和 7 年の第 3 期子ども・子育て支援事業計画策定に向けて、現状分析と平泉町としての目指す子育て支援の理念について伺います。

大きい 2 つ目でございます。幼稚園、保育所のこども園移行についてです。幼稚園入園児が近年減少しており、今後も続くと考えますが、改めて、幼稚園、保育所のこども園化を検討すべきではないでしょうか。

以上についてお伺いいたします。よろしく願いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

升沢博子議員からのご質問にお答えをいたします。

こども家庭センター設置に伴う子育て支援体制についてのご質問がありました。

初めに、母子保健と児童福祉の両機能を併せるメリットに関するご質問についてですが、近年、核家族化や地域社会の変容等を背景に、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に潜在化し、特にも未就園の場合は、子育て家庭が社会からの支援につながりにくく、地域の中で孤立しがちな傾向にあります。このような状況を踏まえ、国では相談機能の充実を図るため、母子保健機能においては子育て世代包括支援センターの設置を、また、児童福祉機能ではこども家庭総合支援拠点の設置を進めてきた中で、両機関が共に特定妊婦や要支援児童等を支援対象に含んでいるにもかかわらず、組織が別であるために、連携・協働に職員の負荷がかかったり、情報共有等がなされにくい等の課題が生じていたところでもあります。

そこで、国では、令和4年の改正児童福祉法により、両機関の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子供へ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として、市町村に対してこども家庭センターの設置を努めるよう求めたところでもあります。

当町では、このような国の方針の下、この4月にこども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉の両機能が一体的に運営することにより、両部門の連携・協働が深められ、個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など相談支援体制の強化を図られるほか、支援を要する子供、妊産婦等へのサポートプランの作成など、両機能を併せ持つことによって、一体的かつ効果的な支援事業の推進が図られるメリットがあると考えております。

次に、児童虐待など困難を抱える状況の家庭に関するご質問についてであります。年々、子供の出生数が減少している昨今であります。議員ご承知のとおり、児童相談所における児童虐待相談対応件数は近年特に増加傾向にあり、令和4年度の速報値では、全国約220万件と過去最多で、対前年度比5.5%の増加となっております。一方、当町での様々な困難を抱える状況の家庭については、要保護や要支援の家庭など支援を必要とする家庭は各年度において一定数あり、一概に増加傾向というところではありませんが、児童相談所や関係機関からの情報による様々な個別案件の相談や対応は増えてきているところでもあります。そこで、支援を必要とする児童や保護者については、児童相談所や関係機関との連携による実務者会議などを定期的で開催し、情報共有や支援方策などを検討しながら支援につなげているところでもあります。

次に、児童生徒の不登校などに対する相談、支援、教育委員会との連携に関するご質問についてですが、児童生徒やその保護者への相談、支援にあっては、様々なアプローチが考えられますが、まずはお子さんの状況を把握している方が相談に当たることが望ましいことから、各学校において対応しているところでもあります。しかしながら、不登校などに至るまでの問題が家庭内のことを含め生活全般にわたる福祉的な内容に及ぶことが多いことから、問題解決に向けては、こども家庭センターと教育委員会との連携は当然必要不可欠であります。案件によっては、多くの関係機関との連携による情報共有や対象家庭への十分な配慮を踏まえた支援方策を検討し、解決

に向けて取り組んでいくことが重要であると考えております。

次に、乳幼児健診の5歳児健診の必要性和発達支援事業の充実の2つの質問についてですが、関連しますので、併せてお答えをいたします。

当町の乳幼児期における健診は、生後1か月から1歳までは個別に医療機関で行い、その後の1歳6か月児健診、2歳6か月児健診、3歳6か月児健診は集団健診で行っております。集団健診では、内科の診察と歯科検診に加えて、子供の発育や発達の確認、養育環境を把握し、家庭での取り組みについて保護者と共有する場としております。さらに、継続的に発達や生活リズムの確認などが必要な場合には、保健師が訪問や面接を行い、家庭での取り組みのアドバイスや、臨床心理士や言語聴覚士などの専門相談につなげながら対応しております。

発達支援事業において、就学前から支援が必要な場合には、児童発達支援事業や発達支援教室などのサービスにつなげております。また、保護者から子供への関わり方について相談があった際には、子供の様子や特性に応じた関わりについて学ぶペアレントプログラムへの参加を進めており、今後は既存の事業を活用しながら、こども家庭センターの役割の一つでもある必要な社会資源の把握に努めてまいりたいと考えております。そこで、これらの子供の様子や特性に応じた適切な支援につなげるためには、議員ご指摘のとおり、健診や保育現場での早い段階の気づきが重要であり、5歳児健診は、成長や発達の確認だけでなく、集団生活における社会性のアセスメント、生活習慣の自立、養育環境や経済的支援などにつながる重要な機会であると捉えております。

また、今般、こども家庭庁より5歳児健診のマニュアルが示されたところであり、その必要性については認識しているところであります。実施に当たっては、医師をはじめとする専門職種の確保が必要であることから、健診の方式や体制については検討が必要であり、教育委員会など関係機関と協議しながら準備を進めてまいります。

次に、困難を抱える世帯への子育て世帯訪問支援事業に関するご質問についてであります。子育て世帯訪問支援事業は、令和4年の児童福祉法改正により新たに創設された事業であり、訪問支援員が家事・子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭やヤングケアラー等がいる家庭の自宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等を未然に防ぐことを目的とした事業であります。事業実施に向けては、そのような要件の下、現状では支援を必要とする世帯や支援を行わなければならない世帯は存在していると推測されることから、今後、関係機関と検討、協議し、支援要件を十分精査しながら支援対象者の調整を図り、効果的な実施に向けて進めてまいります。

次に、第3期子ども・子育て支援事業計画策定に向けての現状分析と町が目指す子育て支援の理念に関するご質問についてですが、昨年度実施した子ども・子育て支援事業に係るニーズ調査では、質問項目の一つとして、町における子育ての環境や支援への満足度を5段階評価で調査したところ、就学前のお子さんのいる保護者、小学生がいる保護者ともに満足度3以上と回答した割合が約7割となっている一方、全体としては満足度の中間3と回答した保護者割合がともに約5割という結果でした。

調査内容では、子供の育ちをめぐる環境や保護者の就労状況、放課後の過ごし方、子育てに関する悩みなど多岐にわたって調査していることから、今後、この調査結果等を精査、分析し、子育て支援の充実に向け、関係課等との協議を重ね、利用者ニーズに応じた支援事業の提供体制の確保等にも努めながら計画策定を進めてまいります。

また、町としての子育て支援の理念につきましては、第6次平泉町総合計画での子育て分野における基本目標なども踏まえ、将来にわたって町としての子育ての方向性や目標などを定めるために計画策定の中で協議、検討してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

升沢博子議員からのご質問にお答えします。

幼稚園、保育所のこども園移行についてのご質問がありました。令和6年度の平泉町立幼稚園における園児数につきましては、3歳児2名、4歳児2名、5歳児9名の計13名の園児が在園しております。これまで、様々な機会において保育所との合同活動の実施や、今年度からは3歳児・4歳児クラスの複式学級を導入し、異年齢交流や社会性、協調性を育む場として子供たちの幼児教育の環境整備に取り組んでまいりました。

幼児期は、遊びを通して直接的、間接的な体験を重ね、豊かな人間形成の基礎を培う大切な時期であり、幼稚園における幼児教育はその役割を担う場であるものと認識しております。しかしながら、近年の核家族化や共働き世帯の就労形態の多様化、少子化などの子育て世帯の取り巻く環境の変化により保育所等の需要増加が見込まれることから、今後、集団生活の場として幼稚園単体での活動を行うことが難しいものと考えられます。そのため、当町といたしましても、認定こども園の移行に向けて、平泉町行政改革推進委員会の中で、子育て支援課や関係機関と連携し、協議していく予定となっております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

それでは、丁寧な答弁をいただきましたが、5点について再質問をさせていただきます。

最初の質問でございますが、1番目のメリットにつきましては、非常に長年の懸案でありました2つの課ということで、保健センター、町民福祉課、福祉と保健が一体となって当たるという、新しい課ができ、そしてこども家庭センターというものができ、それがスムーズな形で対処していただけるものと認識しております。この中で、2つ目の質問の中にも入れておりましたが、児童虐待とかそういったところについても、以前は町民福祉課の担当職員が、保健センター、保育所とかそういったところの連携を取りながらも、かなり職員にとっては負担なところもあったのではないかなというふうに思っております。

そこで、今回、全国的にも虐待件数が増えており、過去にも質問の中で、当町においてもそういった事案もあるというふうに伺っております。それで、今回、こういう形でこども家庭センター、特に子供のみならず家庭という言葉が入っておりますが、やはり親ということで、家庭を支えながらというところだと思うのですが、その具体的な、児童虐待についてのセンターの方針とか、そういうことをどういうアプローチで考えていくのかということをお伺いします。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

児童虐待というか、子育てをしていく中での支援を必要とする家庭に対するアプローチの仕方でございます。これにつきましては、町の当課、関係課だけで情報をつかむものではございません。当然、民生部門の民生児童委員や学校での生活の中での様子など、そういった情報などを関係課から情報提供いただいて、まずは個別に関係する部門での協議を、相談をさせていただいているところでございます。その上で、なかなかこのような家庭への入り方としてナーバスなところもございますので、その状況を十分に踏まえながら、家庭での相談しやすい雰囲気をもつていただくということで、例えば、子供からのアプローチとか、そういった部分を踏まえながら相談につなげるようなアプローチの仕方を考えて進めているところでございます。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

そういう意味では、本当にきめ細かい情報収集、あるいは専門職の方も今回入られておりますので、そういったところに当たっていただくように、家庭そして家族含めて支援をするというところに当たっていただきたいと思っております。やはり、今の親御さんというところにつきましては、子育てに関しての情報の取り方、あるいは子供をどういうふうに当たったらいいかわからない、子供に、変な話ですが、関心を持ってない親がいたり、そして、その情報についても、親に聞くのではなくスマホからの情報、そういったことで孤立しがちな子育てに入っていくような状況だと思っておりますので、その辺はセンターとしてきめ細かに当たっていただきたいと思っております。

次に、不登校支援についてですが、現在、答弁の中にもありましたが、学校の適応支援相談員の方が対応に当たっていらっしゃいますが、不登校児童生徒の家庭の状況を丁寧に把握して、長い時間をかけて保護者との密接な信頼関係をつくりながらの支援になっていると思っております。今後、各学校の不登校児童生徒は増える傾向にあり、お1人いらっしゃる支援員の方の過重な負担になっていないかという心配と、それから、答弁の中にもありましたように、家庭内の問題、そして福祉につなげなければならない問題、そういったところも出てくると、当然、こども家庭センターといったところとの連携が非常に大事になってくるかと思っておりますが、答弁にもありましたが、そこについて具体的なお考えを聞きたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

適応支援相談員につきましては、教育委員会で平泉町で1名配置しているというような状況でございます。それで、議員ご承知のとおり、やはり全国的にも不登校児童生徒が増加しているというようなところで、当町もやはり年々増加傾向にあるというようなところでございます。不登校につきましては、まず、背景的には、複雑化する家庭の状況であったり、子供を取り巻く環境の変化等々いろんなものが絡み合っているというようなことで、なかなか学校に行けない子が増えてきているのかなというような状況でございます。

適応支援相談員につきましては、これまで1名ということで配置してきたわけなのですが、そのほかに、当町といたしましては、不登校対策といったようなところで、適応支援教室カラフルをエピカに設置して、そちらのほうにも教育相談員といった、不登校にも対応する形でまた1名追加し、不登校対策に当たっているというようなところでございます。

いずれにいたしましても、不登校になる要因が家庭であったり、学校であったり、様々絡み合うというようなところで、教育委員会といたしましても、子育て支援センターと連携を図りながら、児童生徒への効果的な取り組みを、効果的な支援体制を構築していく必要があるのではないかなと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

どちらかなと思いつつ質問しているところでございました。

それでは、3つ目の再質問なのですけれども、乳幼児健診ということで、乳幼児健診と発達支援事業ということについてでございますが、現在、就学後の児童の小学校の適応状況を見ますと、学習以外にも生活面、あるいは集団行動などに適応できないという子供さんが見受けられると、それがひいては不登校などにつながっているのではないだろうかということも考えられるわけなのですが、1歳半、2歳半、3歳半の法定健診を経て、気になるお子さんについては、支援が必要な子供さんがいた場合ということで、どういった対応をしているのか。支援教室あるいはそういうところにつなぐというような答弁もありましたが、そのつなぎ方なのですけれども、そこについて伺いたしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

いわゆる就学前のお子さんが就学する際のつなぎの部分かと思うのですが、今、お話しのとおり、健診につきましては法的な部分で1歳半、それから3歳児健診というところを実施しておりますし、それから任意で2歳半も町としては実施している。これは、全国的にそのような健診をしている。ただ、議員ご承知のとおりだと思いますが、発達支援も含めて、就学後の部分につなげる意味では、今、国のほうからも今回、事業として新たに進めていくべきものとして出されて

いるものが5歳児健診であります。というのは、3歳半健診から就学まで3年間健診がなく、あとは就学前の健診ということで、そのような子供の状況がきちんと把握されていないというような課題が出ております。なぜ5歳児健診が必要かとなれば、言語の理解能力、社会性が高まるのは約5歳児というようなことなので、その前になかなかそういったところが発見しにくいというような課題がございましたので、そのようなことから、やはり5歳児健診を今後実施に向けて、いろいろと検討事項はございますが、そういったものをやりながらやはりつないでいかなければいけないのかなと。

これは、前々からそのようなことは検討はしてはしておりますが、やはり医師の確保とか、それから現場との調整など、そういった課題がいろいろありまして、なかなか実施に向けては調整が必要だということもあります。今回これは国からの補助というふうなところも打ち出されておりますので、特に医師に対しての費用なども含めて、そういった国の事業を活用しながら、やはりつなぎというふうな部分を重視しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

5歳児健診も必要ではないかという私の質問に、5歳児健診の意義についてお話しいただきましたけれども、5月30日の岩手日報に、大船渡市で5歳児に健診ということで、岩手県で初めてだという取り組みが掲載されております。文部科学省の2022年度調査によると、全国の公立小中学校の通常学級に在籍する子供の8.8%に発達障害という傾向、そういったことが報告もされております。そういうところを健診の中で見つけ出し、親御さんのほうにもお伝えして、ということになると思うのですが、1つ気になることがございまして、今現在やっている健診の中でも、親御さんのほうにそういった傾向がありますよと、そういう支援を受けたほうがいいですよというお話をしても、なかなか親御さんが納得をされないということも聞いております。本当に親御さんの気持ちもよく分かるのですけれども、やはりうまく就学につなぐためのそういったことをきちんと対処するという方向で今回新たなこども家庭センターというそういった取り組みの中で、親御さんへの対処とか、そういうことも必要かと思うのですけれども、これについてのお考えを伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

おっしゃるとおり、5歳児健診をしてすぐにその時点で親御さんに就学後の状況についてお話しするというのは、なかなか理解をしていただくのは難しいというふうには認識しております。ですので、先ほど言った1歳未満からの健診を踏まえながら、1歳半、2歳半、3歳児もありますが、その間に当然こちらのほうとしても相談事業というふうなことを今、展開しているところでございます。これは、従来から保健センターのほうでもやってきている部分ですが、例えば育

ちの相談、言葉の相談事業、子育て応援教室、いわゆる、発達支援的な要素も含めまして、個別にお子さんへのそういった教室を通して、今後の集団生活に向けた取り組みや、親御さんについても、じかに自分の子供の様子をきちんと見ていただいて、それを踏まえながら相談につなげていくというような機会をやはり設けながら、全体の中でそういうふうな行動についての話ではなく、個別的にそういった機会を設けながら対応していきたいというふうに考えているところでございます。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

過去に私も質問したことがあるのですが、やはり病院の先生だったり、保健師さんもそうなのかもしれませんが、意外と幼稚園とか保育所で子供を見ていただいている先生にそういうことをお話しいただくと、意外と受け入れてもらえるみたいなことを聞いたことがあります。それがいわゆる年中児教室というものがうまく機能していた時期があるのかなと思いますので、それもやはり本当に必要なのではないのかなと申し上げておきたいと思います。

それでは、次に、第3期子ども・子育て支援計画ということで、来年度の令和7年度から入っていくわけですが、ここに第2期の子育て支援計画、事業計画がありまして、これは令和2年3月に策定したものでございます。当時、5年前でございすけれども、課題といたしまして、待機児童の課題、保育士の確保、幼稚園・保育所の施設利用のアンバランスということで、後で質問する「こども園の移行」にも関係してくるところなのですけれども、そういった課題。それから、地域における子ども・子育て支援の充実という、いろんなそういう課題があったわけです。5年を経て、答弁の中にもありましたが、今の子供を取り巻く環境をアンケートの中から検証、調査をして、その分析をして来年度の策定につなげていくと思うのですけれども、今、私が申し上げた待機児童やら保育士の確保とか、そういうことについては変わってきているのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

第2期での計画課題解消に向けてという取り組みの一つとして、待機児童と保育士の確保という部分も当然挙げさせていただきました。待機児童につきましては、少子化というふうなこともございまして、保育所につきましては90名という定員になっておりますが、待機児童が生じることなく対応させていただいている部分でございます。

これは、自然的な成り行きもありますが、当時は、待機児童が増えたときには、広域入所も含めて、やはり他の施設も利用していただきながら支援をしていくというような取り組みをさせていただいたところでございます。

それから、保育士の確保につきましても、ご存じのとおり、保育基準がございす。職員の配置につきましては、0歳児につきましては3人に1人、1歳児、2歳児につきましては6人に1人というふうなところで、今、やはりそれぞれの家庭が就労というふうなことで、0歳児からの入

所を希望されるというふうなことで、保育士の確保が重要ではないかというふうなところでございます。現時点では、そういった部分も踏まえながら解消しているというところでございますが、また今回も基準が変わってきておりますので、今後の動向を見ながらそういったところも取り組んでいかなければいけないのではないかなというところで、そのような課題については、現状は解消されているものと認識しているところでございます。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

このとおりの出生率の減少と、そして少子化ということで、10年ではなくて5年たつてこれだけ変わっていくのかなというふうに認識しているところでございます。前にも申し上げたことがあるかと思うのですが、一つの例として、紫波町では、教育部というところの下に教育総務部あるいはいろんな教育関係の課が入って、こども課がその中に入っているという、いわゆる3つが保健、福祉、全てが教育とともにそういう機構になっているとう町もでございます。だから、今2つがやっと1つになったところをまた新たに3つという、そういうことは非常に難しいことだと思いますが、やはりどっちを向けばいいのかな、みたいな形のことでなく、1つで子供についての対処をするような、そういった連携の究極といいますか、そういうことも将来的に視野に入れていただければなというふうに思っております。これについては、今は難しいというふうに思うのですが。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

紫波町のお話をいただきましたが、そちらのこども部は存じ上げておりました。保育、幼稚園、小学校、中学校と、この1つのつなぎという部分や、就学後の学習、そうした生活面を考えていったときに、大きい部なりそういったものを一体化して、それこそ生まれてから義務教育が終わるまでの流れ、当町には高校がございませんので、そういった流れを一本化するためにはそういった組織というのにも必要かとは思いますが、連携していく中で、それぞれ細かいところでの支援というのにも出てきますので、現状はまず、主に就学前の母子保健と児童福祉というふうな概念で、まず1つの課、1つのセンターとしてそのような機能を果たしておりますので、今後、全体のこれからの国の動きなどを見ながら、そういった課の設置が必要かどうかというのは見極めていかなければいけないのではないかなと考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

それでは、5つ目の再質問になるのですけれども、大きな2番目のこども園化についてですが、過去に、令和2年頃に、そのときの同僚議員の「その考えはないのか」という質問に、あの時点

では、全くそういう考えはありませんという答弁でありましたが、今回、先ほどの町長の答弁の中にもありましたように、行財政改革の関係から、やはりこれは考えていかなければいけないのだという答弁がございました。

今の現状については、幼稚園の部分は2名、それから去年は2名ということで、複式の教室だというふうに聞いておりますが、制度も変わって、新たな新2号という形で、幼稚園に入りたいけれども、幼稚園と同等の預かり保育もできるので、という説明をしながら幼稚園に入っている、その内容についてちょっとお知らせいただけますか。

議長（高橋拓生君）

千葉平泉幼稚園長。

平泉町立幼稚園長（千葉真由美君）

今のご質問の新2号認定というお子さんですけれども、幼稚園に入園する際に、1号認定を受けておきまして、その後に預かり保育を必要とするお子さんがおきまして、現在は3歳児1名、4歳児1名、5歳児4名が新2号認定で預かり保育を利用しております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

新2号認定をされている子供さんは、幼稚園舎の中で一緒に保育をしているということでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉平泉幼稚園長。

平泉町立幼稚園長（千葉真由美君）

幼稚園の所属になっておりますので、幼稚園の中で、幼稚園の1号認定のお子さんと一緒に保育を行っております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

親御さんとかに聞くと、やはりその辺のところ、園のほうというか、教育委員会ですか、そういったところの説明があって、幼稚園ということをお願いしたいというような形で解釈してよろしいのですよね。

（発言する声あり）

11番（升沢博子君）

となりますと、来年度の予測とか、そういったところはどのようなふうになるか、今現在時点で分かりますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

幼稚園への入園に関する今後の見通しというようなどころではございますが、現在、未就学児と保育所入所の人数の差から推計していきますと、今後もやはり幼稚園の入園につきましては2、3名程度というようなどころで見込んでいるというような状況でございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

そういう状況からこども園という形も考えていくということだと思っておりますが、先ほどの町長の答弁の中にも、行財政改革の観点からいっても、ということなのですが、行財政改革ということの問題についてお答えいただけますか。どういう問題があつてなのか。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

行財政改革での組織機構の問題になりますが、まずは、認定こども園化につきましては、議員ご承知のとおり、10年前から内閣府、現在はこども家庭庁でこちらの制度については示されている部分でございます。今、教育委員会からもお話がございましたが、幼稚園利用者が減ってきているというのが現状ですが、減ってきているということだけをもって認定こども園にするというものではございません。

考え方でございますが、今、国もですが、県の教育要領の中にも、「就学前の教育・保育を一体として捉え」というような文言になっております。主として、教育委員会のほうは学習というか、そういった教育という部分になっておりますが、ただいま、平泉保育所、幼稚園のほうでも同じ建物の中でそのような教育と保育を一体として取り組んでいくということを踏まえれば、今回の施設の効率的な複式を1つの部屋の中で、あくまでも1号認定、2号認定という区分はございますが、一体的に集団生活を行っていく必要があるのではないかとというようなことなどを踏まえながら検討を進めていかなければいけないのではないかとというふうな部分と、あとは、先生方の配置も、国の基準が見直されておりますので、そういったことなども踏まえながら効果的な集団生活など、そういったものをどのようにして現場として行えるかというようなことを踏まえて検討を進めていくというふうなことでございます。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

現状から言って、近い将来に、こども園に移行する形になっていくのだろうというふうに思うのですけれども、出生率の減少が続き、今後の人口増加も望めず、乳幼児の減少も続くものと思われまます。ほかの自治体では、特色のある幼児教育を提供することをうたうこども園もあり、当町においても、地域における子育て支援を行う機能を有するこども園として、早期のこども園へ

の移行を図るべきではないかというふうに考えるのですが、そこについてもう一つ踏み込んだ答えがいただけるかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

こども園に向けては、手続き上のこともございますが、県の認可が必要になりますし、教育サイドのほうからすれば、たしか教育委員会議かなにかにもかけなければいけないと。それ以外にも、利用されている方、これから利用されるだろうという方々に対しての説明などの時間も要してきますので、特に利用される方に十分理解していただくということが必要でございますので、そういった部分と、手続き上にある程度の時間を要するというふうなことなので、できるだけ皆さんがそういった施設としてご理解をいただくというふうなところに十分時間をかけながら、一方で、なるべく早急にそういった施設での設置に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

分かりました。

量より質という形のやはり子育て支援という、これだけ子供たちが減ってくると、そういったところを、やはり選ばれるこども園という形を親に提供できるような形になればいいなというふうに思っておる次第です。

子育ては親育てというふうに言われております。数少ない子供の幸せな成長を願って、国も様々な施策を行っていますが、まずは孤立しがちな親子を地域全体で温かく見守ることが大切だというふうに考えています。そのために、こども家庭センターにはその機能を十分に果たしていただきたいというふうに願いまして、私の質問を終わります。

以上です。

議長（高橋拓生君）

これで、升沢博子議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

三枚山光裕議員から資料の配付の申し出がありましたので、議長においてこれを許可しましたのでご了承願います。

通告7番、三枚山光裕議員、登壇、質問願います。

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

通告7番、日本共産党の三枚山光裕でございます。

大きく2つの項目について質問をいたします。

1つは、農業振興策について、3点伺います。

農業振興の1点目は、食料・農業・農村基本法の改正についての認識についてであります。

1999年に制定された食料・農業・農村基本法の改正案が国会で審議され、5月29日に参議院本会議で可決されました。通告時点では参議院での審議途中でありましたけれども、自民、公明、日本維新の会の賛成多数で成立をしてしまいました。今回の最大の問題は、食料自給率の回復・向上、これを国政の課題からもう事実上投げ捨てていることであります。今回の改正は、これまでの国の農業政策を大きく転換する内容であり、農業経営が成り立たず、担い手が一層激減するのは必至です。町の認識を伺います。

農業振興策の2点目は、土地改良区の賦課金の負担についてです。

土地改良区の費用負担は、営農継続にとっても、農地の集積や担い手確保の上でも障害となっております。負担軽減のために国への積極的な働きかけが必要です。町の考えについて伺います。

農業振興の3点は、人と環境に優しい農業についてです。

農業がなりわいとして成り立つことはもちろん、人と環境に優しく持続可能性が求められています。「環境保全型農業直接支払交付金」の活用も含め、町の考えについて伺います。

次に、国民健康保険税の引下げについて伺います。

令和4年度から未就学児の均等割保険税（料）の軽減が実施されました。子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、また「税の公平性」の立場から、子供の均等割の軽減を拡充すべきです。町の考えを伺います。

以上、答弁を求めます。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

三枚山光裕議員からのご質問にお答えをいたします。

農業振興についてのご質問がありました。

初めに、食料・農業・農村基本法の改正案についての町の認識についてですが、ご存じのとおり、本法律は国土や環境の保護など、生産以外で農業や農村の持つ役割を高めること、食料自給率を高めることなどを目的として平成11年に制定され、食料の安定供給の確保と多面的機能の発揮という2つの農業の役割を図ってきたところであります。このたびの改正は、昨今の社会情勢を踏まえ、食料安全保障の確保を新たな基本理念に位置づけ、食料自給率の向上に加え、食料の安全保障の確保に関する目標を新たに設定する等、制定以来25年ぶり初の改正であります。

町の認識であります。本法律が制定された経緯、つまり農業の発展と農業従事者の地位向上

を目指した農業基本法から、農業者だけでなく消費者も含め、国民生活の安定、向上及び国民経済の健全な発展を図るための大転換であり、今回の改正はその流れを継承しつつ、ロシアのウクライナ侵攻や気候変動といった食料を取り巻く国際情勢の変化を踏まえたものと認識しております。

次に、土地改良区の賦課金負担軽減のため、国への積極的な働きかけの必要性について、町の考えについてのご質問がありました。

ご存じのように、土地改良区は区画整理や農業用水利施設、農地の保全、また、それに必要な施設の新設・改修・維持管理等を行う農業者の組織で、賦課金は土地改良事業の運営や施設の維持管理に必要な費用の基本をなすものであります。受益者が賦課金を支払うこととなりますが、施設の老朽化に伴う設備更新や取水のための電気料金の高騰が続くなど、賦課金の支払いが農業者にとって大きな負担となっていることも認識しております。このことから、町では令和4年度以降、国の地方創生臨時交付金を活用して支援を行ってきたところであります。議員ご指摘の点については、過去に県や土地改良事業団連合会、関係土地改良区とも協議をした経緯がありますが、再度、調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、人と環境に優しい農業に関して、環境保全型農業直接支払交付金の活用も含め、町の考えについてご質問がありました。

環境保全型農業直接支払交付金は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るために、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行うものであります。具体的には、農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取り組みと併せて行う地球温暖化防止や、生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動等に取り組む場合に支援を実施するものであります。環境問題や食を通じた健康問題等、国民の関心が高まる中で、農業生産全体の在り方を人と環境に優しい農業に転換していくことは、持続可能な社会の実現にもつながり、重要であると考えております。

続いて、国民健康保険税の引下げについて、子供の均等割の軽減を拡充すべきとの質問がありました。

当町における国保税は、本年度からその世帯所得に応じて算定される「所得割」、加入者1人当たりの人数に応じて算定される「均等割」、全世帯が平等に負担する「平等割」の合計から成っており、これらに対する課税総額の割合は地方税法で定められております。このうち均等割につきましては、世帯当たりの加入者の人数に応じて均等に負担する金額を指し、所得の多少に関わらず均等に負担するものであります。子育て世帯の経済的負担の軽減の観点から、令和4年度より小学校入学前の未就学児につきましては、均等割額の2分の1を軽減しています。軽減した費用については、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を負担しております。仮に町の独自施策として18歳以下の国保加入者にかかる均等額を減免した場合、課税総額に対する均等割額の割合が定められていることから、減免分について、その他の国保加入者で負担することとなります。国保税は、医療費をはじめ国保制度を支えるための主要な財源であり、公平性を欠くこと

なく負担すべきものであることから、現行法の制度に基づき、引き続き対応してまいりたいと考えております。

なお、子育て世帯への経済的支援の観点におきましては、当町では高校生等までの子ども医療費助成事業により、子育て世帯の経済的負担の軽減などを図っているところであります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

まず、食料・農業・農村基本法の改正についてでありますけれども、なぜこの認識を聞いたかといいますと、これは国の法律ということになりますけれども、最初の質問で述べたとおり、大きくこれまでの農業政策を変えてしまうということで、そういう点でこの方針を是とするか、それともこれはちょっとおかしいのではないかという立場が大事だと思うわけでありまして。

それで、現行法というのがあります。まだ改正前、第15条ということで、基本的なところで食料自給率の目標というのがあります。これが今度の改正によって、食料安全保障の同項にする事項、そして3項に食料自給率、その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標と変わります。つまり、独立して食料自給率の目標とあったものが、その他のものと一緒になってしまったということでありまして。

そして、現行の15条の3には、前項第2号に掲げる食料自給率の目標は、その向上を図ることを旨とし、国内の農業生産及び食料消費者に関する指針として云々とあるのですけれども、これを基に、これは基本法ですから、具体的な法律もこれに関連して出てきているわけですが、今、食料自給率38%、カロリーベースという中で40、50上げていくのだよというのがあったけれども、この現行の基本法、制定以来ずっと下がってきて、目標が達成されたことがないということなのです。なぜそうなったかというのがなくて、一気にこの自給率の目標すらなくなってしまったというのが一つ大きなテーマ。そして、確かに先ほどの答弁の中で、新しいといいますか、環境問題への配慮とか時代に即したというのもありました。いずれにせよそれが一番の問題です。

そして、答弁にあった国際情勢を反映してとありましたけれども、ロシアのウクライナ侵攻、侵略の中で、肥料が入ってこない、穀物が入ってこない、いろいろありましたけれども、肥料が高くなったということ。となると、後の人に優しい農業というところにも関わりますけれども、堆肥の量とか、国内で肥料を自前で作っていくということが大事になってくるはずなのに、今度のものはむしろ自給率の目標は投げ捨て、そして輸入に頼るという内容に実はなっているわけです。そういう点でやはり問題だと。

そこで聞きますけれども、担当課、特になのでしょうかけれども、これはきちんと新旧改定を読んでいるのか、伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

菅原副町長。

副町長（菅原幹成君）

このたびの食料・農業・農村基本法、平成11年に制定以来25年ぶり、初めての大規模な改正ということでもありますけれども、この基本法につきましては、今、内容については公文書等ではまだ来ていませんけれども、ネット情報で読んでおります。また、各種新聞等でも報道されておりますけれども、そういった中での特徴的なところについては把握しているところであります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

私、これはもちろん農林振興課全職員が読むべき文章だなと思うわけです。観光の町でもありますけれども、やはり農業の町でもあります。私は農家ではありませんけれども、農家の出身だということにとどまらず、やっぱり食料の問題だということ。それから、今新しい改定にもあった環境の問題でも、この農業というのは大事だということ。そういう観点から、農業生産金額でいえば平泉町は多くないとは思いますが、やっぱりそういう根本的なところで大事なので、全職員が読むべき文章で、読むだけでなく、よく理解することが必要だと、そのことをまず申し上げたいと思います。

それで、さっき忘れたのですけれども、自給率の目標を投げ捨て、それで安定的な輸入及び備蓄等を適切に組み合わせてというのがこれまでだったです。ところが、改正は、安定的な輸入及び備蓄の確保を図るということで、つまり輸入がどんと来ている。だから、ロシア、ウクライナの問題とか、国際的に食料がなくなったり、物価高騰にもつながっていますけれども、そういう教訓とは逆の方向に行って、もう輸入オンリーになってくる、大きな商社も含めて、そこがやっぱり問題点のもう一つだというふうに思います。

それで、最初にこの認識が大事だと言いましたが、先月盛岡で参議院の地方公聴会が開かれました。その辺のところは新聞でも報道されましたし、テレビでも報道されましたが、その辺、内容については把握しているでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

菅原副町長。

副町長（菅原幹成君）

今の地方公聴会が開催されたということについては、把握してございません。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

私はもちろんですけれども、町長も認識がどうなのかなと思います。どうなのかなというのは、公聴会なのですけれども、盛岡で開かれて、公述人の意見陳述で岩手大学の横山英信さんが、改正案は不安定な世界情勢が前提となっているのに、安定的な輸入によって食料安全保障を図るというのは矛盾していると指摘しました。さらに、国内の農業生産をもっと重視して食料自給率を向上させること、地域を支える小規模農家が採算が取れるよう収入を補填する制度の再構築が必

要だと述べました。

これは岩手選挙区選出の立憲民主党の横沢高德参議院議員がこの中でも述べていて、25年ぶりの食料・農業・農村基本法の改正となるが、この間、国の農政についてどう感じているかと質問して、盛岡で産直を運営する畠山さんという代表取締役の方が、どこを目指しているのか一貫性がなかった。農家を主役にした農政の実現は国の役割なので、農家が頑張ろうと思える基本法としてもらいたいと答えたわけです。

だから、先ほど来の自給率の目標も本当に投げ捨ててしまう、それから輸入に頼るといふところは、この公聴会の中でも立憲民主党と私ども日本共産党は反対したわけですがけれども、こうした立場あるいは陳述された方、実際に農業やっている方とか専門家も、これはおかしいと言っている、そういう内容だということをよくつかんでほしいなということなのであります。

先ほど前段議員も農地の面積の話もしました。今年、町内を回って見るとさらに減っていると。近所でも田んぼを売ったという話も聞こえてきましたし、辞めましたと。先日、これは花泉の永井の方で、今年1町8反作付した人も、来年は辞めると言っていました。本当に深刻な事態です。

今、米屋さんは米が足りない。どんどん上がっている。2万を超えるという話もありました。農家には実は関係ないのですがけれども、今年の米価はそういう中で上がるかもしれません。今、現実問題として食料不足、米さえも不足になるという事態が進行しているということをよく認識し、この基本法についても改めて読み深めていただきたいなと思います。

次に、土地改良区の賦課金の負担についてに移りたいと思います。

まず、前段、真竈議員の質問の中でもありましたけれども、今、町内の農地、その中での非耕作農地の面積はどのくらいあるのかなということ。分からないと思うのですがけれども、今回とりわけ長島では北上川東部土地改良区の賦課金の問題というのが以前から大きな課題だったわけですがけれども、この受益面積の中での非耕作面積、もしも分かりましたら、どういうふうに認識されているか伺いたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

菅原副町長。

副町長（菅原幹成君）

北上川東部土地改良区の受益面積ですがけれども、議員からの資料にもございますけれども、4,911ヘクタールほどというところになっています。そして、そのうち非耕作農地ということでございますけれども、これにつきましては土地改良区のほうに確認しておりますが、把握していないということでございます。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

北上川東部土地改良区の問題で私もお邪魔しましたが、分からないと言われました。それで、私が言うまでもなく、既に長らく耕作していない、ただ賦課金でいわゆる水代を払っているとい

う、農業は今やっていないですけれども、そういう農家がいっぱいあると。さらに、増えているという話もしました。だけれども、改良区では分からないと言われました。

もう一回ですけれども、町内のいわゆる農地面積でやっていない、作っていないところというのは分かりますか、伺います。

議長（高橋拓生君）

菅原副町長。

副町長（菅原幹成君）

町内では、今農家台帳での確認ですけれども、1,420ヘクタールほどの農地がありまして、82ヘクタールが遊休農地ということになってございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

実際もっと多いのではないか。それはいいのですけれども、いずれにせよやっぱり増えているということだと思います。

それで、今とりわけ米農家の収支状況というのか、赤字か黒字かと単純に言えばいいのかもしれませんが、そういうのというのはどういうふうに認識されているのか、伺います。

議長（高橋拓生君）

菅原副町長。

副町長（菅原幹成君）

米農家の収支状況ということでございますけれども、認定農業者が今約50人弱おります。そういった方々がいる一方で、ほかの農家の経営状況というのは、勤めながら農業をやったりというふうなことで、農業一本でやっている方々とは違うわけですけれども、総じて米の価格が上がらない中で、資材、それから燃料、様々な経費が高騰しているということから考えれば、やはり厳しい経営を迫られているのではないかというふうな認識でおります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

今、米農家の場合は時給所得、収入ではなくて所得ですが、10円と言われております。正確に言うと9.97円ということでありまして。時給です。1,500円とか1,000円とか、今、春闘も終わったということなのかもしれませんが、一般労働者はそういうふうな要求をしている中で、10円にもならないというのが米農家の現実です。

ある農家の例ですけれども、2.7ヘクタールでしたか耕作しているという方、仮にAさんとしましょう。実は去年から80アールしか作付していないというところであります。米の売上はカントリーに行って、多分入ったお金のようなのですけれども、調整した後、53万円くらいの収入であります。田おこし、くろぬりもあって、代かきを頼んで9万6,000円。それから、田植が5万円、

頼んでいました。コンバインも9万円。肥料が3,700円掛ける8で2万9,600円、農薬、除草剤とかが4,200円掛ける11で4万6,200円。そのほかに草刈りとか、これは労賃が入っていませんけれども、水管理というのも当然ある。そのたびに出てくるということでもあります。

今言った草刈りとか水管理でなくても1万1,800円ぐらいになりますから、残り20万円。8反歩の分の土地改良費というのが11万円ぐらい。多分そこに、さっき言った草刈り、油代、その他もろもろが入ってくれば、赤字になるというのが現実なのです。大きい農家は補助金もあるでしょうけれども、いずれそれが米農家の実態だということなのです。

さらに、80アール、8反歩と言いましたけれども、残りのところにも賦課金がかかって37万円幾らでした。さっき8反歩11万円と言ったけれども、37万円ですから、さらにその分を払わなくちゃいけないです。さっきの北上川東部土地改良区、これは当初の賦課金です。12月7日、8日付あたりに追加でありました。だから、本当に賦課金というのが大変だということはずっと言われていて、私がこの場で言うまでもなく、農林振興課の座談会でも、町の懇談会でもまあ出てくると、長島では。だから、それを今、仮に担い手が誰とかいっても、法人さんでも、東部の水が入っているところは受けませんという話も出ているわけです。やっぱり足かせになっているというのが現状だと思うのです。

そこで、私は資料を用意しました。では、どのぐらい高いのか。日本一だという話は聞きましたが、私が用意した資料ですけれども、計算をいたしまして、黄色い分、当初、今年1万5,300円ということになっていました。衣川も高いですよと東部さんに言われたので、衣川土地改良区にも行って聞いてきました。そうしたら、平泉に関わる分、南陣場とか坂下も結構高かったのですが、1枚やっぱり8,700円。一方で、照井さんは5,800円とかということで、こういうことを比べて非常にやっぱり高いなど。その下に全国というのがあります。これは下に書いていましたが、土地改良区運営実態等調査報告書、令和3年で、今は令和6年ですから2年前になるのですけれども、その資料であります。

東部土地改良区と全国と、300ヘクタールから500ヘクタール未満というところで同じ規模。ただ、自然の流水というところもあれば、なぜ北上川東部が高いかという、電気代が高いポンプで上げているからです。そこは高いのです、藤沢も含めて。それから、衣川の高いところはそういうことになっているということです。単純に比較はできません。だから、細かい規模別認定の部署に聞いたけれども、すみません、ありませんということでしたが、大体1.5万円から2万円。東部が1万5,300円ですから、隣の備考、1万5,000円から2万円に入ることだと大体2.9%、22団体。これしかないのですよ。調べてみたら日本一高いというので、やっぱり高いですよ。さらに、ほかは分かりませんが、当初の賦課金のほかに年末にまたどっと来るといって、10万円ぐらい追加で来たという方もいらっしゃいました。

そうすると、この賦課金の問題というのは、もちろん東部の話はしましたけれども、やはりこれは国土保全、要は食料の問題ですから、国が責任を取らなくちゃいけないというふうには思うのです。土地改良事業への、とりわけ東部は経営ですので、国営と違って補助が少ない。去年ちょっと制度が新しいのができて、幾らかは環境、電気代のかからないポンプとかいろんなこと

をやれば補助が余計出るといのはあったけれども、それでも足りないということになっているわけです。

ということで、非常にやっぱり高いなということでもあります。それを踏まえてですけれども、この抱える問題の責任はどこにあるのかというふうに考えていますか、伺います。

議長（高橋拓生君）

菅原副町長。

副町長（菅原幹成君）

昭和24年に土地改良法に基づいてそれぞれの土地改良区、農業基本法ができる前に、既に増産体制を取るために恐らくそういった法律ができて、受益者が組合員となって独自の組織をつくって総会を毎年やりながら、こういった賦課金の金額も決めて今日に至っていると。その代わり、いろんな圃場整備をしながら、そして水利用ということでポンプアップをして水をくんでということで、ここまで来ております。

確かに議員が作られたこの資料を見ますと、全国平均からすれば今現在は高い金額、特にこの特別賦課というのがポンプアップに要する維持費だと思いますが、やはりそういったことで高くなっております。それで、地方創生臨時交付金を使って令和4年、5年、内々には今年も継続することで今検討中ではありますけれども、土地改良区のほうと協議しなきゃなりません、いずれそういったことで、できる限り町としても支援を行っていくというふうなことを考えております。

そして、また土地改良事業においては国が2分の1、県が4分の1、さらに地元市町村ということで、本来は法令では決まっていなかったわけですが、一関市さん、奥州市さんと足並みそろえる形で、地元市町村の負担をこれまで行ってきております。そうした制度の中で、この土地改良事業を行ってきております。結果的にはいろいろな要素があって、賦課金額が高い推移できておりますけれども、責任というところは、誰が、国が、県が、町が、農家が、土地改良区が、そもそも国の政策の中で位置づけて行ってきております水田農業の米作り、これを一生懸命やってきて今日に至っております。

いろんな社会情勢の変化の中で、そうした中で農業基本法から食料・農業・農村基本法に変わっていき、そして今回もまたそういった法改正、この中でどういうふうに捉えていくかというところですが、自給率については、議員おっしゃるとおりだと思います。先進国の中ではかなり低いところでありますので、ほかのフランス、ドイツ、アメリカ、カナダ、みんな100%超えておりますので、基本的には国という一つの独立国とすれば、やはり基本は食料だというふうな認識はしております。

そういった意味では、今回自給率の目標が後退したというふうな表現にはなっておりますけれども、引き続き自給率についてはやはり目標設定をしながら、さらにもう一つの目標が加わったというふうに私は捉えております。確かに現実を見たときに、やはり輸入に頼らざるを得ない今の体制もあるかと思っております。そういったものも徐々に、自給率を高めていくというのはおっしゃるとおりだと思いますので、そういった方向へ持って行くためにも、そういった意味での働きか

け等は国にしていかなければならないというふうに思っております。

この今回の土地改良区の問題につきましては、はっきりとどういった責任というのはなかなか難しいところがありますけれども、ただ、これまでの経緯の中で、組合員の皆様方が総会を開いて、きちんとその都度、その都度賦課金を決めて至っているというふうなこと、そして、これまでも県の土地改良事業団、それから関係機関、あと町、奥州市も含めて協議した経緯もありますので、再度土地改良区のほうと話をしながらこの問題については議論を深めていって、少しでも、なかなか難しいとは思いますが、どういった方向がいいものか、考えてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

私も平泉町に来てまだ25年もたっていません。23年ぐらいだと思うのですが、いろいろ今回の質問もあって調べてみますと、大正3年、長島地域は195ヘクタールと記録がありました。その後、いろんな土地改良区も一緒になったり、遊水地事業とかいろいろあってなったようですし、開田、広げていく、当然水も足りなくなっていく。だから、必要だと思うのですよ、水は。

ただ、確か私もこの問題に関わってから、いわゆる岩手県50万トン米作り運動当時、30年前まで1俵2万2,000円。今半分ですよ、大体。それで、米1俵で返せるなという話から始まったと伺っています。それが今、米価が半分になったと。やっぱりそこに大きな問題があるし、農業というのは価格保障、所得補償がなければならない問題だと思います。世界はそういうふうに捉えているわけです。

だから、そうなると思えば減反をやり、今度は自給率目標もどこかへ飛んでしまう。これは国の責任だと私は思います。町がどう思うかというのはまたあると思うのですが、やっぱりそういう点では、過去にもあったということで、今、改めて国とかいろんなところに働きかけもという話もありました。

私、議員になりたての頃、ピンチヒッターで当時、世界遺産特別委員会の副委員長で2年ほど省庁交渉というのに参加させていただきました。それで、どうなんでしょう、どうほかの自治体、あるいは県とも協議が必要な項目でありますけれども、そういったところにこの課題として、どう言うかですけれども、毎年行っている8月でしたか、そういったところには入れることはできないのか、検討はできないのかということについてはいかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

ただいまの質問でありますけれども、検討できないかではなく、もうやっています。町独自の方針の中に据えながら、その中で町村会と県とも連動しながら、このことについてはやらせていただいております。25年ぶりに改定になったという、るるご説明ありましたけれども、今回、そ

それぞれの議員からのご質問、後継者の問題も抱えながらあったわけです。三枚山議員がそういう議論をお話しするからあえて言わせていただきますけれども、農業で飯が食える時代はよかったです、やったのです。

ところが、農業で生活ができないという根本的なところがあったからこそ、各地域でもそれぞれの家庭でも、農業を離れて他の職種に勤めながら農業をやる方もあったし、それを離れて、息子や孫たちもうちを出ている方々も今実際あると思います。私個人のことを言わせていただければ、当時、農協で青年部活動をやっていた時代は、我々自身が農業で生活できる、そういう農業を実践してみせないと、実際平泉は農業でやれるのだなという、ここで農業委員会の会長もいらっしゃいますからお話しさせていただきますが、それを自分たちが実践してみせないと、なかなか農業に従事しながら残っていかないのだろうという旗印の下やってきた経過もあります。

そういった中で、後継者不足を町ではどうするのかという議論もですが、今新たな方向性を定める意味で、いろんな各地域で今お話をいただいております。それを今後地域全体で、町全体でどうしていくかということ、方向性を示す意味でも、今取り組まれていることは大変大事なところであります。

元へ戻します。今、国に対しては町村会を通じ、県を通じながらやっております。それはここ1年、2年で始まったことではありません。そのことをご承知おきいただきたいというふうに思っております。そういう意味では、農業に関しては昨年、議会との調整の中では支援金の部分で、転作の部分については農林水産省に出かけて直接お話しさせていただいた経過もあります。国は全体的な食料の大きな転換期で、政策の転換期でありますから、まさに今を捉えて、新たにそれをしっかりと国につなげていくという時期だというふうに思っております。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

例えば照井土地改良区の遊水地に田んぼを持っている方は分かると思うのですが、賦課金は2,000円というところもあるし、平均しても5,000円とかそういうところなのです。だから、どう考えたって高い。

担い手を増やすという点では、この間ずっと懇談会やって、担い手はどこ、誰々という話もされてきました。私もずっと参加してきましたけれども、そういう状況の中では大変だということで、一層頑張りたいと思います。今度の基本法を基に具体的な基本計画等をつくっていく、もう議論をしているのですが、安倍内閣のときから。いろんなことがあって、国も食料がなくなったら、国民のことを飢えさせないために頑張らなくちゃいけないということになるので、すけれども、こういった、ではなくなったらどうするのかということで、サツマイモを中心にした献立まで作っていました。花を作る農家には、いよいよそうなったら、栄養にならないものは作るなど。そこにイモを作りなさいということで、罰金刑までもつくるという、そういう状況になっているのですよ。

この基本法というのは、担い手を増やしていくとか、農業を本当に重要な産業として位置づけてやっていくという点で、非常に別の方向に行っているというふうに思うのです。だから、そういう点でもしっかりと農村の声を届けていくという点で、一層力を尽くしていただきたいということです。

次に、人と環境に優しい農業についてという点でありますけれども、堆肥など、緑の食料システム戦略ということで、いろいろ国も考えています。これというのは、町内では実際はどのぐらいなのか、広がりというのはあるのですか。肥料価格高騰対策事業は令和4年でしたけれども、こういう計画を立ててやれば、肥料を幾ら補助しますよというのもありました。そんなことも含めて、実際どうなっていますか。

議長（高橋拓生君）

菅原副町長。

副町長（菅原幹成君）

この緑の食料システム戦略というのは、令和3年に国から示されたものであります。その前に環境保全型農業直接支払交付金という制度もありまして、これは日本型直接支払制度で中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度、そして3つ目に環境保全型農業直接支払制度というのがあるわけです。当町では戸河内の方が1名この交付金に取り組んでおりましたけれども、体調を崩されて、2年ほど前くらいに亡くなったことから、今では平泉町内ではそういった事例はないということであります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

付加価値ということもあるかもしれませんが、青森かどこかで、休耕田の田んぼを若い人が借り上げて、しばらく休んでいるので、農薬とか長期に使ったからもうないということで、非常に都合がいいのだという話を聞きましたけれども、いずれ環境ということを考えても、化学肥料に頼らない、あるいは農薬を減らす取り組みも大事だと思いますので、そういったところにも大いに取り組んでほしいと思います。

今農薬の話をしたんですが、除草剤がすごく使われるということで、近所でも使われます。畦畔も根絶やしにされるので、本当に崩れやすいという状況になっていました。農家だけでなく住宅地とか公園などでの除草剤の使用について、町民に喚起していくことが必要だなと考えていました。そうしたら、1月の回覧板でこういうのが回ってきました。学校、駅、公園、病院、街路樹、このようなところで周囲を気にせず農薬を散布していませんかということで、いろいろ相談窓口がありました。この取り組みを広げていくことが大事だと思います。

そこで求めたいのは、やっぱり単発ではなくて、町民に広く理解してもらって広報的な活動に取り組んでほしいということ。それから、それだけではなくて、やっぱり草が生えてくれば困りますから、除草剤を減らす取り組み。私、20倍とかという酢のものを試していて、非常に効果があ

って、最初はつんとするのですけれども、飲める食用の酢だということで、除草効果がすごくあるということでびっくりしました。例えばそういったことを広く知らせるとか、使わないとって、なかなか草が生えてくれば除草しなくちゃいけないということになりますから、そういったところも含めたり、あるいは香害で困っている方もいらっしゃる。

以前に化学物質過敏症の話もしましたが、こういう人たちが実際に困っている。私の友人にも長く農協に勤めていた人でしたけれども、男性の方で、仮病だと言われて本当に困ったということで話を聞いたら、それは化学物質過敏症だという話になっていたのです。やっぱりそうした声も知らせるということは大事だと思うのです。こういうことで健康にも害があるのだなど。

神奈川のどこかでは、例えば平泉町では松くい虫の防除がありますけれども、空中散布ではなくやる。それから、ヘリコプターだと夜は駄目でしょうが、夜中の時間帯にやるとか、いろいろ人のいない時間にやるというのもありましたから、そういったところも引き続き取り組んでいただきたいと思うのですが、いかがですか。

議長（高橋拓生君）

菅原副町長。

副町長（菅原幹成君）

環境に優しい農業ということで、先ほど環境型保全農業といったことも進めなければならないということですが、化学肥料、農薬を削減する方向に世界も、日本でも、令和3年にできた緑の食料システム戦略の中でもうたわれており、そういった流れであることは間違いないと思います。現実には化学物質過敏症の方々も町内にも複数おられるということも承知しております。

農薬の問題については、農薬取締法の中で提起されています。この間、区長さんを通じて、班回覧をして注意喚起をしたところでもありますけれども日常的に皆さん忙しいということで、安易にというか、除草剤によって、畦畔あるいは庭周辺の草を刈り取る手間を省くというふうな流れが一般的にはなっておりますけれども、注意しながら、農薬の容器には、小さい字ではありますが、注意事項がきちんと書いてあります。この決まりをきちんと守ってやっていただく必要がありますし、公園とか道路、特に子供たちが通学で通るようなところについては、事前に周知もしながら、できるだけそういった時間帯を避けるとか、風のないときにやるとかというふうなことも書いておまして、そういったことをきちんと守っていただくような取り組みは必要だなというふうに思っております。

松くい虫防除の薬剤散布については町でやっておりますけれども、朝の4時頃から出勤、通学の時間を避けてやっておりますし、それを広報で周知しているというふうな現状があります。この農薬の使い方については、一度、回覧では回しており、ホームページにも載せてはおりますが、機会を捉えて注意喚起できるような方向で検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

農林水産省で、住宅地における農薬使用についてということで、農薬の管理、どのぐらい使ったかまで、細かく本当は求めているのですね。ただ、私も含めて、私も使ったことは基本的にはないのですけれども、そういった認識はありませんでした。

たしか県のホームページにありましたけれども、農薬適正使用アドバイザーの広告がホームページに載っていました。そういったところを役場の方々も、あるいは積極的に町民でこういったことを取得しながら、講習等があったかと思いましたがけれども、こういった点も注意しながら、環境に優しい農業とともに、ここは観光地でもありますから、観自在王院跡に除草剤をかけたとかという話も聞いて、どうなのかと思いますので、そういったところも注意して取り組んでいただきたいと思います。

国保税の引下げについてですけれども、就学前は半分ということになっていました。例えば未就学児のところ、全額減免にするのに必要な予算額は幾らかということと、それから、未就学児ではなくて、私は18歳の子供まで減免できないかと言っているわけですがけれども、国保の対象というのは何人ぐらいいるものでしょうか。もし金額的にこのぐらいかかるよというのが分かれば、お願いします。

議長（高橋拓生君）

村上税務課長。

税務課長（村上可奈子君）

国民健康保険税の課税につきましては、4月1日を基準日といたしまして、納付書を7月中旬に発送する予定となっております。現在課税作業中ということでございますので、令和6年度予算ベースというところでの答弁とさせていただきたいというふうに思っております。

現在、未就学児の5割軽減を行ってございますが、予算上20名ということで、軽減額は22万1,000円でございます。5割軽減ということでございますので、全額というようなことになりますと同額というふうになってございます。

それから、小学1年生から18歳、高校生までの人数と全額減免に必要な金額ということでございますが、52名、101万2,000円ということでございますので、未就学児と合わせまして123万3,000円の負担が必要になるというようところで試算をいたしました。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

やっぱり金額としてはそんなに多くないと。それで、国保税は地方行政の中でも最大の課題だという話は言われています。私は資料を用意しましたが、岩手県社会保険協会というところが作成した資料で、平泉の場合は13万円だったか、赤い色で囲ったものですがけれども、幾らということで、前に1.7倍だと、協会けんぽと比べて。だから、やっぱりそうなっているかなと思うのですが、協会けんぽと比べて、所得に比べて高いというところが問題で、このぐらい違うのだということなのです。それで、123万円という話もありました。やっぱり大した金額ではないわけで

すよ。

もう一つの資料は、以前にも取り上げた、今日資料を出しました令和4年度のところで、療養費に対して32%と2番目に高いよという話をしました。これがその資料です。

さっき税の公平性の問題を言いました。子供と絞ったのは、以前にも話したとおり、仕事はしていない、何でそこに税金かけるのか。人頭税だという議論もずっとされてきましたけれども、そういう点で、だったら、少なくともそこが2位ということも考えたわけです。基金もあるという点でやはり取り組んでいただきたいと思うし、3番目でしたけれども、金ケ崎は、これは5月30日の岩手日日新聞です。大幅引下げ。ここは県の統一に向けて云々ということも町は言ってきました。ここは県の統一に向けて引き下げると。これ、3番目に、平泉の次に基金も多かったわけなのです。そういう状況になっているわけですが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

国保会計の基金残高の部分に関しましては、令和4年度末、資料いただきましたところで1億9,000万円、それから令和5年度末につきましては1億5,000万円余りというような状況で推移しているところでございます。今後の国保運営のところにつきましては、賦課方式を今年度から4方式から3方式に変更するといったような取り組みを行うところでございまして、当初予算の中では財調ほうから1,000万円ほど激変緩和ということで所得割に移行した部分の緩和措置を取っていくというようなところもございまして、また、県の納付金につきましても、統一化に向けて負担が増えるというようなところもございまして、引き続き財政調整基金の活用といったところを考えたので、現行方式での均等割課税といったところで考えているところでございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

6月5日に改正子ども・子育て支援法が成立しました。500円で実質負担がないよという話でしたけれども、これは日日新聞でも詳しく載っていました。国保世帯もこれは払わなきゃいけないのですね。幾ら払うのですか。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

子ども・子育て支援金の部分に関しましては、正確な数値等に関しまして先日、県の会議がございました。席上話題になりましたが、県のほうでも把握していないというところでもございまして、新聞報道で承知しているという段階でございまして、いずれそうした部分、2026年度から制度改正が行われるというところでもございまして、情報収集に努めてまいりたいというところでございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

いずれ、国保世帯だと600円ということになるようでありますし、多分皆さん方、共済だと1,300円か1,000円、所得収入によって違って来るわけですがけれどもというようなことを集めるわけです、今度、子育てとか言って。そういうことを考えても、やはり先ほど来話していることを踏まえても、ぜひとも、少なくとも子供から税金を取るなんていうのはおかしいと思うので、さらに検討していただきたい。

それで、多分職員の皆さん全部変わったので、以前に何度か言っているわけですがけれども、沢内村は深沢晟雄さんが村長のときに、生命村長と言われましたけれども、全国で初めて老人医療費、その次は子供の医療費を無料化しました。深沢さんは、国は後からついてくると言ったわけです。そして、実際に国もやった。ところが、今、後退しましたけれども、やはり憲法上は国、地方自治体も同じですから、一翼、その中でそういった国ができなかったことを地方自治体が行うということで全国に広がったわけです。そういう取り組みをぜひやるのが大事だなというふうに思います。

いずれ、今、沢内村も合併の中で、今年は69歳が無料だったか、変わってはきましたけれども、やはり全国に先んじて平泉がやっていくということが非常に大事だなと思いますので、そのことを求めて、私の質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで三枚山光裕議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時13分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

先ほどの三枚山光裕議員からの一般質問に対し、菅原副町長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

菅原副町長。

副町長（菅原幹成君）

先ほど、三枚山議員のご質問の中で平泉町の農地の面積につきまして誤りがありましたので、訂正いたします。

非耕作農地、つまり遊休農地ですがけれども、先ほどは84ヘクタールと申しましたけれども、8.4ヘクタールが正しいということでございます。大変申し訳ありませんでした。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

通告8番、阿部圭二議員、登壇、質問願います。

5番、阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

それでは、通告に従って質問させていただきます。

通告8番、阿部圭二です。

質問事項は2点であります。学校給食費無償化について、もう一点、難聴者の補聴器購入に対する補助制度創設について、この2点でありまして、質問要旨は、1番の学校給食費無償化について、岸田首相は2月の衆議院予算委員会で、学校給食費の無償化について全国ベースの実態調査を実施し、結果を6月までに公表すると述べ、実施状況の違いや法制面を含めた課題を整理して結論を出すとしている。全国の市町村で広がっている無償化の取り組みは国の認識を変えてきた。全国的な制度とするためにも、平泉町としても無償化を実現するべきだ。考えを伺う。

そして、2点目の難聴者の補聴器購入に対する補助制度創設について。加齢性難聴により人とのコミュニケーションが困難となり、日常生活の質が低下し、鬱や認知症の危険因子になること、日常生活を快適に過ごすことができるように補完するものが補聴器であることを繰り返し質問してきた。補聴器補助の自治体は広がっている。考えを伺います。よろしくをお願いします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

阿部圭二議員からのご質問にお答えをいたします。

最初の学校給食費無償化についてのご質問については、後ほど教育長が答弁をいたします。

難聴者の補聴器購入に対する補助制度創設についてのご質問がありました。議員ご承知のとおり、近年の研究では加齢性難聴により認知症や鬱のリスクを高めることが分かってきており、補聴器購入にかかる費用の助成を実施する自治体も増えてきているところであります。

しかしながら、補聴器そのものが認知症を予防するものではなく、高齢者の日常生活動作の低下や他者との交流減少による社会的孤立の予防も重要であることから、「平泉いきいき百歳体操」の実施や高齢者の茶話会「さくらの会」などの活動を通して、引き続き高齢者の健康づくり支援をしてまいります。

また、難聴の要因には糖尿病や動脈硬化、喫煙など生活習慣による血液循環の悪化もそのリスクを高めるとも言われていることから、若い世代における生活習慣病対策も重要と捉え、健康的な食生活、定期的な運動習慣の実践など、青年期、壮年期からの生活習慣病対策も併せて推進していくことから、現時点では町独自の助成制度の創設は考えておりません。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

阿部圭二議員からのご質問に答えします。

学校給食費無償化についてのご質問がありました。国においては、子育て支援策として様々な取り組みを進めておりますが、経済的な理由で給食費を支払うことが困難な家庭が存在しており、さらに物価高騰の影響もあり、子育て世帯の負担はさらに増しているものと認識しております。学校給食費無償化は、少子化対策や定住促進を実現する子育て支援の施策として重要な役割を担っていると認識しております。

また、家庭において給食費は、保護者が負担する教育費の中での金額が大きい費用と考えております。これまで町では完全無償化にはなっていないものの、保護者の経済的負担を軽減するために、物価高騰による賄い材料費の増額分については地方創生臨時交付金を利用するなど、給食費を値上げしないよう努めてまいりました。

当町といたしましては、今後国の動向を注視しつつ、国の支援策等があれば積極的に活用していき、給食費無償化については課題等を整理し、関係課と研究を進めてまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

それでは、再質問をさせていただきます。学校給食費無償化のほうが最初になります。

まず、昨年、全国知事会、全国都道府県教育長協議会などが学校給食費の無償化を求めて国に対して要望しています。今、学校給食費の無償化について国の動向はどういう状況になっているのか、伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

学校給食費の無償化に係る国の動向についてというようなご質問だったかと思えます。

国におきましては、昨年度示されたこども未来戦略方針の中で、学校給食費無償化の実現に向け実態調査をして、具体的な方策を検討するとしておりました。それで、昨年度の10月には全国の教育委員会に対しまして、学校給食費の無償化に関する実態把握に向けた調査というようなところで、各市町村の教育委員会のほうにも通知が来たというようなところがございます。そのような形で、国のほうにおきましても、無償化に係る課題等につきまして整理と学校給食の実態について把握を行っているものと認識してございます。

当町においても、調査につきましては10月の本調査と12月の追加調査というようなところで回答しているというような状況でございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

前段の辺りでは知事会、昨年、令和5年7月には全国都道府県教育長協議会、それから全国都道府県教育委員会協議会でも国に対して要望しております。国では令和5年6月16日の経済財政運営と改革の基本方針2023、いわゆる骨太の方針、それから令和5年6月13日、こども未来戦略方針というものが閣議決定されていて、その中で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め、課題の整理等を丁寧に行い、具体的な方針を検討するということが言われております。

それでは、質問になりますけれども、国の検討機関で学校給食の問題が俎上に上がったというのは、全国知事会や全国都道府県教育長協議会など、全国の地方自治体からの大きな声が、全国の市町村で無償化を実現してきた。全国ではどのくらいあるものか、岩手県では幾らの市町村が実施しているのか、把握しているのかをお聞きしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

学校給食費の無償化における全国の状況あるいは岩手県内の状況というようなご質問ですが、当委員会で把握しているデータではございますが、国のデータは少し古いところではございますが、平成29年度に行われました文部科学省の「学校給食費の無償化等の実施状況及び完全給食の実施状況」という調査の中では、完全給食を実施する自治体1,740のうち無償化を実施しているのは76自治体というような調査結果となっております。

また、県内における無償化を実施している市町村は、現在では葛巻町、金ケ崎町、陸前高田市、宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村、洋野町、普代村、軽米町、九戸村ということで、全部で11市町村が実施しているということで把握しているというような状況でございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

平成29年度といえどもかなり前の資料になります。全国の無償化の実態ですが、しんぶん赤旗の2023年8月の全国調査では493自治体だそうであります。平成29年度には76自治体であったものが、400まで増えているということになります。そして、この1年で倍増に近い自治体が無償化になりました。これは、全国の1,718自治体のうち28.6%、3割近い自治体が無償化になっています。岩手県でも先ほど11と言っていましたので、3分の1ということになります。

それでは質問ですが、青森県で2024年、今年10月から給食費の無償化をするそうでありますけれども、教育改革の一環として行うとしています。すぐ隣の県であります。そして、この流れをさらに加速するためにも、平泉町での給食費無償化が必要ではないでしょうか。給食費の無償化の財源はどの程度か。また、小学校だけとか工夫していく必要があるとは思いますが、そういうのも分かれば、ぜひお願いします。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

給食費の財源確保につきまして、幾らぐらいか、どのぐらい確保するのかというようなご質問かと思いますが、現在それぞれ小学校、中学校で給食費を納付いただいている数字を基に児童・生徒数を単純に掛けた形で積算いたしますと、小学校分で1,571万3,600円、中学校分で892万6,848円ということで、合計約2,464万円ぐらい財源確保が必要となります。これはあくまでも給食費に児童・生徒数を掛けた数字で、さらに今後続く物価高騰分がプラスされると、その分も財源確保が必要になってくるというようなところでございます。

それで、この財源確保をどうしていくかが大きな課題で、教育委員会としても認識してございますので、先ほどの教育長の答弁の中にもありましたが、少子化対策とか定住化対策というような観点からも、関係課と今後研究していく必要があるのではないかなと考えてございます。

また、小学生のみ無償化してはどうかというようなお話もございましたが、そのような方法につきましても、例えば小学校だけにするとか中学校だけにするとか、学年ごとに段階的に行っていくというような方法もいろいろ考えられることから、そこの辺につきましては近隣なり、各県内または全国の自治体の取り組み状況につきまして、今後研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

いろんな考えをもって、ぜひ早めにしていただきたいとは思いますが。

岩手県議会でも議員からは、3人目から無償化とかという話の質問とかもありますし、沖縄県では来年度から3人目から無償化を進めるというような、県でそういう形の動きも入ってきています。岩手県でもそういう形になっていくのが一番いいのかなと思います。質問になりますけれども、令和4年の9月会議において、これは以前のものですけれども、学校給食費無償化への答えとして、学校給食法第11条2項の規定により、学校給食を受ける者の児童又は生徒の保護者が経費を負担するとあります。返答として、日本国憲法26条2項では、義務教育は、これを無償とするとあります。

しかし、学校給食法11条2項によって、無償にしない根拠とされておりますけれども、ここで確認されているのは、この11条の2項は、公費負担を妨げていないということであります。これは、1954年の法制定の時点での文部次官通知で、学校給食法並びに同法施行令等の施行について1954年9月28日で述べられており、近年でも国会で数度確認されている解釈であります。

つまり、この通知は以下の点を意図としている。すなわち、これらの規定は経費の負担区分を明らかにしたもので、例えば保護者の経済的負担の現状から見て、地方公共団体、学校法人その他のものが児童の給食の一部を補助するような場合を禁止する意図はないのであります。最近の国会の動きや県内、国内の学校給食費無償化の動きから既に分かっているかもしれませんが、あえて以前にそういう答えがありましたので伝えておきたいと思っております。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

先日、岩手県の合計特殊出生率が出ておりましたけれども、1人の女性が一生に産む子供の数が1.16で6年連続の減少、過去最低ということになっております。5年平均を見ますと、平均で1.3人、最高は金ケ崎で1.49、最低は矢巾で1.19でした。令和3年の合計特殊出生率で、平泉は1になりません。0.98だったかと思いますが、それで、1にならなかった市町村は西和賀、田野畑、洋野町、軽米町ですが、単年度だけなので、一概にこれがそのままの数字だというわけではありませんけれども、このうち学校給食費の無償化を進めている市町村は33市町村のうちで11市町村ですけれども、11の市町村に入っていない市町村は西和賀町と平泉町だけであります。

確かに少ない年も多い年もあるわけですが、以前は1.4ぐらいのときも平泉町はあったような気もしております。いきなり数字が変わる可能性はありますので、学校給食費無償化を始めるとこの数値が増えていく可能性もあるのではないかと思います。考えを伺いたと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

学校給食費の関係というようなことで答弁させていただきますが、県内であつたり全国の自治体を見ますと、やはり子育て支援という観点から学校給食費を無償化してきている自治体もあることは認識しております。

しかしながら、先ほど答弁したとおり、給食費無償化に関しましては約2,460万円程度の財源確保が必要というようなことにもなっておりますので、子育て支援の観点あるいは定住の観点というようなところから、各課とともに研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

確かにすぐにこの数字が上がっていくというわけではないと思いますが、非常にかなり低い数字だったので、私も気になるところだったのであります。ぜひ学校給食費無償化を利用させていただきたいなと思うのです。この学校給食費、隠れ教育費とも呼ばれておりまして、ネットで検索していただければいいかなと思いますが、教育費以上に重い教育費であります。小学校では約6割、中学校では5割を占めているのではないのでしょうか。あわせて、小学校で約11万円、中学校では13万円ぐらいになるのでしょうか。小学校では学童保育に入ることも入れるとさらに5万円。一月の給料がなくなります。これが1人でありますので、2人目、3人目となれば、さらに厳しい状況になるのかなと思います。

そして、予算に対して、多い自治体でも1.5%、少ない自治体で0.5だそうであります。平泉はちょうど0.5ぐらいになるのでしょうか。この数字を見る限りでは、もしかしたらやれる可能性があるのではないかと思います。ぜひ実施していただきたいと思います。

それでは、2番の難聴者の補聴器購入に対する補助制度創設のほうに入っていきたいと思えます。

質問ですけれども、補聴器購入への助成に対する国の動向、そして他の都道府県及び県内市町村の支援状況について、どう把握しておりますか。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

それでは、加齢性難聴の方に対する費用助成についてですが、県内の市町村の助成の状況ですけれども、令和6年5月時点では八つの自治体で補聴器の助成をされているということ把握しております。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

六つまでは分かっていたのですが、八つだとは知らなくて、勉強不足でした。

次の質問に入っていきたいと思えますけれども、2017年に開催された国際アルツハイマー病協会国際会議では、難聴は認知症の最も大きな危険因子であると指摘されて、そして加齢性難聴に伴う社会活動の減少、コミュニケーション能力低下などが指摘されております。これは、難聴に対処することで認知症が積極的に予防できることを意味しているのではないかと思います。国のオレンジプランの中でも、難聴は認知症の危険因子の一つだと明記されていますが、こういった問題について、町の認識をお伺いします。以前にも聞いているのですけれども、認識は変わらないのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

加齢性難聴に係る認知症の要因というところですが、国の認知症施策推進総合戦略である新オレンジプランにおきましては、認知症の一因として難聴にも注目されていることは承知しております。しかしながら、町長の答弁にもありましたとおり、現段階では介護予防事業や生活習慣病対策の取り組みを積極的に推進するというところで、認知症の予防を図ってまいりたいと思えます。

なお、補聴器購入の費用助成につきましては、先ほども報告しましたとおり、県内における補聴器購入助成の自治体が増えているということもございますので、引き続き県や近隣自治体の動向も注視してまいりたいと思えます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

すぐというわけにはいかないかもしれませんが、ぜひ検討していくべきだと私自身は思っ

おります。

令和5年12月会議の質問の中で、平泉の人口は約6,800人、65歳以上は2,850人、全体の4割、その半分は75歳以上で、人口の約2割であります。65歳以上の6割が耳の聞こえが悪いと言われております。一般的にですが、人口に対して1,500人ぐらいいは耳の聞こえが悪いこととなります。令和3年の12月会議では、補聴器購入補助を求める私の質問の答弁として、加齢性難聴の要因としては糖尿病や動脈硬化、高血圧など生活習慣によるもののほか、喫煙、飲酒などが挙げられております。先ほども言うておりました、60代後半では3人に1人、75歳以上では3人に2人が加齢性難聴であると。

認知症について、国の認知症施策推進総合戦略において、高齢者の難聴は認知症の危険因子の一つである。補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知機能低下予防の効果の検証、研究を実施するなど、国も補聴器の役割に注目しているところでもあります。研究の成果として、補聴器早期使用の有用性が認識されれば、認知症予防や医療費の抑制につながる可能性があると考えますと。

近年、岩手県議会をはじめ補聴器購入の公的支援を国に求める意見書が全国的に採択されておりますことから、国による社会保障の枠として実施してほしい、期待しているというような答弁であります。それほど、もうある程度は分かっているというような部分なのだと思います。この部分を考慮して、ぜひ動き出してほしいなと思うのです。

質問でありますけれども、日本はOECDの中でも、実は認知症が一番多い国と言われております。認知症の有病率は65歳以上の高齢者の45%、1,500万人を超えていると言われております。そして、認知症は今言ったとおり、世界でトップクラスであります。

しかし、一方で、補聴器の使用率は、日本補聴器協会の調査でも、実際補聴器が必要な方々に対してどの程度の補聴器が使用されているかという調査をしたら、14.5%ということになります。認知症は世界一多いけれども、補聴器の使用率は世界最低という状況になっている。これは、他の欧米諸国は医療という立場で考えているけれども、日本は障がい者という立場で考えている、助成をする対象が狭くなってしまっている、そういう問題があります。

平泉の総合計画の中で、認知症に関する知識の普及啓発と予防と共生に向けた取り組みを推進していますと言っています。さらに、平泉いきいき百歳体操を中心として、介護予防、フレイル対策に取り組むと言っています。フレイルは介護を必要とする前段階の部分でありますけれども、補聴器を使っていきいき百歳体操に参加して、生活習慣病など疾病予防、重症予防に元気なうちから取り組むことが重要ではないでしょうか。どのように考えますか。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

認知症につきましては、議員おっしゃるとおり、予防と共生といった取り組みの推進を図ることが重要とされております。今年3月に策定いたしました第9期高齢者福祉計画におきましても、予防と共生の取り組みの推進を図ることとしております。

認知症予防につきましては、定期的な運動やバランスの取れた食生活など、生活習慣病予防の

ほか、趣味や生きがいといったことを通じて社会参加をすることも必要だと言われております。いきいき百歳体操は平泉町内において各住民主体の介護予防活動として取り組んでいるところですが、定期的な運動、それから社会参加の面では認知症予防に当たるものと思われま。聞こえに不安がある方もない方も安心して住民主体の活動に取り組み、生活習慣病の予防と認知症予防に取り組めるように、地域のボランティアの皆さんにも加齢性難聴に関する理解をしていただき、サポートしていただけるように啓発に努めてまいりたいと思います。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

いきいき百歳体操、以前に質問した中には、難聴者の方はほとんど来なかったというようなことも言われていました。来ていただくためには何がしかというか、できれば元気に補聴器を使ってというような形がいいのかなと思います。

今回の選挙で何とか当選させていただきましたが、選挙のときに私自身あちこち回った時点で、若いお母様方からは給食費のことを、そして年配の方からは補聴器、何とか実現してほしいと、そういう声ももらっております。ぜひ早い段階で補聴器を何とかというふうには思っていますし、給食費についてもできれば、今11の市町村がやっています。12番目になるのか三十数番目になるのかよりは、早い段階のほうがいいのかなと。そして、できるだけ若い方々を平泉に迎え入れるのがいいのではないかと思います。

質問は以上となります。

議長（高橋拓生君）

これで阿部圭二議員の質問を終わります。

引き続き、通告9番、氷室裕史議員、登壇、質問願います。

4番、氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

通告9番、氷室裕史です。

水を打ったよと言いますか、昨日はあれだけいた傍聴者の方々、本日一人もいないということとでちょっと残念な気持ちでもありますが、本日最後の一般質問ということで取り組んでいきます。

まず、道路整備について、今回5点伺います。

1点目は、現在寄せられている道路の舗装、改良の要望はどの程度あるのか。また、これまでの町道の舗装、改良工事の優先順位とその選定基準の根拠を伺います。

2点目は、第6次平泉町総合計画の第4期実施計画によれば、町道樋ノ沢大佐線の整備事業が行われます。その整備内容と近隣の町道の改良、舗装の必要性を伺います。

3点目は、現在町内において利用がない町道あるいは道路用地はあるのか。また、今後そのような用地ができた際、どのような対応を取るのか、伺います。

4点目は、多くの子供たちが利用する小中学校周辺、学習交流施設エピカ周辺の町道の安全確

保の施策を伺います。

5 点目は、町道の除雪体制と除雪の優先順位について伺います。

以上、答弁をお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

氷室裕史議員からのご質問にお答えをいたします。

道路の整備についてのご質問がありました。初めに、現在寄せられている道路の舗装、改良の要望の優先順位、選定基準の根拠に関するご質問についてですが、道路の舗装、改良の請願、陳情路線は昭和54年から合計43件あり、このうち未着工路線は16路線となっております。道路整備における優先順位や選定基準につきましては、これまで生活道路としての利用度、または道路の危険性によりランクづけして決めておりましたが、さらに道路整備の透明性を確保するため、昨年度、生活道路整備評価基準を作成しました。これにより、要望路線における一層の公平で効率的な道路整備が図られるものと考えております。

次に、町道樋ノ沢大佐線の整備内容と近隣の町道の改良、舗装の必要性に関するご質問についてですが、町道樋ノ沢大佐線につきましては、平成12年10月と令和元年7月に要望書が提出され、令和4年度より事業着手となっております。令和5年度は道路詳細設計により住民説明会を開催したところであります。整備内容につきましては、町道樋ノ沢大佐線と町道大佐3号線を合わせまして施工延長640メートル、道路幅員5メートルで、令和9年度の完成を目指しているところであります。

また、近隣の町道の改良、舗装の必要性についてですが、近隣する町道につきましても、要望路線で住宅が点在する生活道路として利用され、幅員3メートル以下の狭い碎石道路となっており、緊急車両の通行からしても重要な路線と認識しております。町道樋ノ沢大佐線整備と県道一関平泉線を結ぶ一体道路として、町道大佐3号線も整備いたします。

次に、現在町内において利用がない町道あるいは道路用地はあるか。また、今後そのような用地ができた際、どのような対応を取るのかとのご質問についてであります。道路整備に伴う道路用地の買収など、公共団体が土地を買収するにはその目的を持って買収を行いますので、基本的にその道路部分の用地のみの買収となります。今後そのような用地ができた際の対応について買取りの申し出があった場合は、今後の利用見込みや町としての必要性を検討し、必要でない道路用地については行政財産から普通財産に変更し、その後、町有財産評価委員会にて売買金額を決定し、売買契約により売買が可能となります。

次に、多くの子供たちが利用する小中学校周辺、学習交流施設エピカ周辺の町道の安全確保の施策に関するご質問についてであります。学校周辺の町道の安全確保につきましては、平成24年、京都で登校中の児童が多数死傷する事故が発生し、その後も全国で相次いで登下校中の児童が死傷する痛ましい事故が発生したところです。これを受け、平成26年度に平泉町通学路安全推進連絡協議会を設置し、平成27年6月に平泉町通学路交通安全プログラムを策定し、学校や教育

委員会、道路管理者、警察など関係機関が毎年合同で危険箇所の点検を実施し、その対策について検討し、通学路の安全確保を図っているところであります。

次に、町道の除雪体制と除雪の優先順位に関するご質問についてであります。町道の除雪体制については、車道除雪延長148キロ、201路線、歩道延長8キロメートルに12路線を町の直営除雪も含め7社で除雪しており、各社所有の除雪機械や運転手の資格や講習会の受講状況などにより、除雪路線を決めております。出動基準といたしましては、おおむね10センチ以上の積雪がある場合とし、午前7時30分までに除雪が終了するよう各社にお願いをいたしているところであります。除雪の優先順位につきまして、一度に全ての道路を除雪することはできませんので、地域の幹線的な道路や通学路を優先的に除雪しております。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

それでは、答弁に即しまして何点か伺います。

まず、道路整備の透明性を図るため、昨年度に生活道路整備評価基準を作成したとのことですが、評価基準項目と、今後どのようにその基準を活用していくのか、伺います。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

生活道路整備評価基準の評価基準項目と今後どのようにその基準を活用するのかとのご質問でございますが、評価基準項目につきましては、道路網としての重要度、居住割合、利便性、緊急車両の通行、路面状況から成り、評価配点方式により評価いたします。

また、今後どのようにその基準を活用するのかとのご質問でございますが、要望路線を平泉町総合計画実施計画を作成するに当たり、整備評価基準を反映させていく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

先ほど答弁にありました町道樋ノ沢大佐線、それと町道大佐3号線について、令和9年度までの完成を目指すとのことですが、工程を具体的に伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

町道樋ノ沢大佐線と町道大佐3号線の工程についてのご質問がございましたが、令和5年度は詳細設計により住民説明会を開催し、地域住民の皆様方に整備についての上承を得たところであ

ります。今年度、令和6年度につきましては用地測量、整備する道路敷地の面積を確定するための測量と敷地にある補償物件の算定を予定しております。令和7年度は用地契約と補償契約を締結し、一部工事を着手いたします。令和8年度、令和9年度の工事により完成予定となっております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

大佐3号線、現在碎石道路だと認識しておりますが、この整備内容というのは、例えば砂利の転圧等ではなく、アスファルトによるものという認識でよろしいでしょうか。また、地元から付随する防犯灯の設置の要望等がありましたか、伺います。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

町道大佐3号線の整備についてのご質問についてでございますが、町道樋ノ沢大佐線と県道一関平泉線を結ぶ一体道路として道路改良し、アスファルト舗装で整備いたします。また、地元からの街灯、防犯灯設置の要望についてですが、説明会を昨年度2回開催いたしました。その際には設置の要望はございませんでした。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

令和9年度完成予定ということで、それまでの完成の間、地元、近隣住民に対して密に工事経過の情報提供等をまずしっかり行っていく体制はできているのか。また、今回の住民説明会の日程等がもし決まっていたら、お知らせください。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

住民説明会についての質問でございますが、令和5年度はルート選定の説明会と詳細設計の2回説明会を実施いたしました。令和6年度は用地測量と補償物件の算定が終わりましたら、令和7年度契約に向けての説明会を開催したいと思っております。これは令和6年度末を予定しております。令和7年度に一部工事着手を予定しておりますので、地元住民の皆様方にはご迷惑をおかけすることになりますので、工事説明会を実施したいと思っております。工事の情報提供はしっかりと行っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

しっかりと近隣住民への説明を行っていくということでした。

次に、先ほど答弁の中に、平泉町通学路交通安全プログラムという文言が出てきましたが、こちらのほう、私も拝見いたしました。ネットでも閲覧できますので、この場にいる皆様も見ていただければと思います。令和4年7月と記載されているものです。

その中に、点検箇所及び対策一覧表という項目があります。その中の3番目の町道倉町線の欄に、児童と車との接触の危険性があると記載されております。その対策内容が道路改良の予定とありますが、改良内容、整備内容を伺います。

議 長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

町道倉町線についてですが、道路が狭く、児童生徒と自動車とが接触の危険性があるということで、対策内容は道路改良となっております。整備内容は改良舗装700メートルで、接触があるということで歩道を設置いたしますが、道路改良要望路線が多くあることから、現在は整備に至っておりません。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

確認になりますが、まだそうだと予算がついていないという認識でよろしいでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

予算はまだついておりません。

議 長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

町長に伺いたいと思います。

この平泉町通学路交通安全プログラムの中にも危険性があると記載されております。そうなるとう優先的に、これは本当に小学校、中学校が近くにありまして、二葉きりり園も近く、車で送迎する方も多いたと思います。本当に危険ですので、早急に予算計上して改良に取り組むべきだと思いますが、町長のお考えを伺います。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

先ほど建設水道課長の答弁にもありましたように、危険な箇所はその部分のみならず、他の地域にもあるというふうに認識いたしております。そういった意味では、プログラムを総合的に判断しながら、今後改良に向けて、そのためにプログラムを策定したのでありますので、その部分をしっかり取り組みながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

それでは、次に、同じく点検箇所及び対策一覧表の中の4番目の項目、町道祇園線に関することがあります。町道祇園線に関しまして、黄金沢から来る生徒が大きな道路を横断するため、危険であると記載されております。その対策が横断歩道の設置とあります。対策時期が令和5年とありますが、現状どうなっているのか、お伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

町道祇園線についてでございますが、対策内容は、横断歩道の設置を県警交通課に要望しているところです。横断歩道の設置については、横断歩行者数や交通量等を総合的に判断し、公安委員会が設置いたしますが、公安委員会が通学時間に交通量調査を実施したところ、道路横断する児童生徒数が少なかったため、横断歩道設置は見送りになっております。この要因としては、保護者が自動車で送迎していることが多く、調査の際に児童生徒が少なかったことが考えられます。

しかしながら、少数ではあります横断する児童がいるため、引き続き要望していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

うがった見方になるかもしれませんが、横断歩道がなくて危険だから車で父兄が送迎しているのかなという見方もできると思います。ただ、いずれにせよまた同じような要望があれば対応を再考していただけるということで、ぜひそのように取り組んでいただければと思っております。

次に、同じ項目の5番目に、町道新井田線に関する記載があります。町道新井田線に関しまして、道路を横断する児童生徒が多いため危険であると記載されております。対策時期が令和4年とあります。現況どうなっているのか、伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

町道新井田線の横断についてでございますが、対策内容といたしましては、令和4年度に横断危険の看板を設置し、注意喚起を促しております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

この新井田線、現在街灯というか防犯灯が2つあります。夜間、ファミリーマートと薬王堂の明かりが頼りという、実はそんなに明るいところではないのですね。実は、私も先日深夜に縁石につまずいて、ちょっと転びました。けがしました。昨年は近辺で熊も出没しております。近隣住民の安全・安心のためにも、防犯灯、街路灯、街灯を増設すべきと考えますが、見解を伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

新井田線の防犯灯の設置状況につきましては、今議員がおっしゃられたとおり、東側に2灯設置しております、うち1基につきましては令和5年度、昨年度設置しているということで、各地域の要望を踏まえまして、防犯協会の予算、町の予算合わせまして、緊急度といいますか優先順位を付して、現場の状況をまず確認した上で、道路管理者なり電力関係者との協議であったり、あるいは土地所有の関係を調べた上で順次整備してまいっております。今おっしゃられたとおり、安全確保の面からも早急に、年度内に予算の範囲内で対応してまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

ぜひ前向きに対処していただければと思います。

最後に、除雪に関しまして、あと半年もすれば恐らく雪が降ってくるとは思いますけれども、大体毎年どこか、町道であっても、忘れていいのか分かりませんが、除雪されない箇所がありますけれども、そういった際は建設水道課に一報を入れるという認識でよろしいでしょうか。これは、実は町民の方から、除雪されていないときどうすればいいのかという話もいただいているので、その対応をお伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

除雪についてのご質問でございますが、除雪がされていない町道につきましては、議員がおっしゃられたとおり建設水道課に連絡をいただければ、担当業者に連絡して除雪をしたいと思っております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

以上で終わります。

議 長（高橋拓生君）

これで氷室裕史議員の質問を終わります。

議 長（高橋拓生君）

これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次の本会議は13日午前10時から行います。

ご起立ください。

本日はこれで散会します。お疲れさまでございました。

散会 午後 3時08分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 阿 部 圭 二

同 三 枚 山 光 裕